

平成18年第3回竜王町議会定例会（第3号）

平成18年9月20日

午前9時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- | | | |
|----|----------------------------------|--------|
| 1 | 農地・水・環境保全向上対策の取り組みについて…………… | 西 隆議員 |
| 2 | 道路改良及び建設計画について …………… | 西 隆議員 |
| 3 | アグリパーク竜王（農林公園）周辺の交通安全対策について………… | 寺島健一議員 |
| 4 | 中学校大規模改修に伴い各教室への I T 導入について…………… | 岡山富男議員 |
| 5 | 竜王町の自律推進計画について …………… | 山田義明議員 |
| 6 | 公共施設の効率的活用について …………… | 辻川芳治議員 |
| 7 | 合併推進に関する構想の策定について …………… | 辻川芳治議員 |
| 8 | 滋賀県版経済振興特別区域「竜王町区域」の計画について …… | 川嶋哲也議員 |
| 9 | 少子化対策について（伺う） …………… | 川嶋哲也議員 |
| 10 | 「エコタウン＝環境共生型まちづくり」の取り組みについて … | 川嶋哲也議員 |
| 11 | 地籍調査について …………… | 勝見幸弘議員 |
| 12 | インター周辺地域の企業誘致について …………… | 勝見幸弘議員 |
| 13 | 松くい虫（マツ材線虫病）防除対策について …………… | 近藤重男議員 |
| 14 | 通達員制度の創設を …………… | 若井敏子議員 |
| 15 | 小規模工事契約の登録制度の創設を …………… | 若井敏子議員 |
| 16 | 就学援助制度の改善を …………… | 若井敏子議員 |
| 17 | 国保法 4 4 条に基づく減免制度の創設を …………… | 若井敏子議員 |
| 18 | 子育て支援と保育料の減免制度について…………… | 若井敏子議員 |
| 19 | 鏡地先「二重川」の環境整備について …………… | 圖司重夫議員 |
| 20 | 米の生産調整について …………… | 圖司重夫議員 |
| 21 | さくら団地への緊急大型自動車の乗り入れ等について …… | 竹山兵司議員 |
| 22 | 国道 4 7 7 号山之上地先の交通渋滞の緩和等について …… | 竹山兵司議員 |
| 23 | マタニティマークの啓発活動の取り組みについて …………… | 竹山兵司議員 |
| 24 | 医療機関への送迎バス運行について …………… | 竹山兵司議員 |

2 会議に出席した議員（13名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
9番	辻川芳治	10番	岡山富男
11番	西隆	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員

なし

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	助役	勝見久男
教育長	岩井實成	総務政策主監	佐橋武司
住民福祉主監	池田純一	産業建設主監	三崎和男
政策推進課長	小西久次	総務課長	青木進
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	山添登代一
福祉課長	北川治郎	健康推進課長	松浦つや子
産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫	建設水道課長	田中秀樹
出納室長	竹山喜美枝	教育次長	村地半治郎
教育課長	松村佐吉		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 布施九蔵 書記 古株三容子

開議 午前9時00分

○議長(中島正己) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、13人であります。よって定足数に達していますので、これより平成18年第3回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 一般質問

○議長(中島正己) 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問を願います。それでは、11番、西隆議員。

○11番(西 隆) 平成18年第3回定例会に、私は2問の質問をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

まず1問目、農地・水・環境保全向上対策の取り組みについて。去る9月1日、農地・水・環境保全向上対策の制度について、竜王町公民館において、自治会長をはじめ関係者を一度に集め制度説明をされました。また、平成19年度から実施に向けたスケジュールについても説明があったが、次の事柄についてお伺ひいたします。

1. 活動組織をどのような範囲でされるのか。集落単位であれば属地以外のところはどのようにするのか。2. 平成18年9月中に組織の立ち上げを行わなければこの支援は受けられない。なぜ、もっと早く説明できなかつたのか。3. 滋賀県の環境こだわり認証制度との違いについて、お尋ねいたします。

○議長(中島正己) 川部産業振興課長。

○産業振興課長(川部治夫) ただいま西議員さんの「農地・水・環境保全向上対策の取り組みについて」のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

ご高承いただいておりますように、国におきまして平成19年度から経営所得安定対策として、3つの柱からなる施策が実施されることになりました。今回、この対策にかかる重要施策であります品目横断的経営安定対策の導入に伴い、現在進められています米政策改革の生産調整、いわゆる減反と言われるものでございますけれども、その支援策も見直しがされます。また、さらには産業施策と地域振興策を区分しての農業施策を体系化する観点から、品目横断的経営安定対策の導入と同時に、農地・水・環境の保全向上対策が新たに導入されることになり

ました。

この3つの施策改革は、全国的に農業従事者の減少および高齢化ならびに耕作放棄地の増大など、我が国の農業・農村が危機的な状況にある中で、兼業農家・高齢農家などをはじめ多様な構成員からなる地域農業を、担い手を中心として食糧の安定供給を図るとともに、同時に国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発展を図ることを目指しており、表裏一体さらには車の両輪のように、相互の関連のある3施策が平成19年度から対策として実施されることになりました。

その1つの柱として、農地・水・環境保全向上対策が新規事業として導入されます。対策の内容は、農地・農業用水等の資源を適切に保全し、品質向上を図るための効果の高い共同活動を支援する対策と、地域で相当程度のまとまりを持って、化学肥料や農薬の使用を原則5割以上低減する先進的な環境こだわり農業の取り組みを支援する対策を一体的に推進する事業であります。対象者は、農業者だけでなく、地域住民等の多様な主体が参画する組織活動とされております。また、この対策としての支援金は、国費2分の1、残る2分の1は県と市町がそれぞれ4分の1を負担することになっております。

今回、この対策事業につきまして、去る9月1日に町公民館におきまして各集落の自治会・区長様をはじめとする農業関係役員、小学校・子ども会の保護者、農業委員、議員各位など多くの関係者で制度説明会を開催させていただいたところであります。また、平成19年度からの実施に向けたスケジュールについては、9月中に各集落でこの対策事業への取り組み意思を町へ報告をいただくことといたしております。

ご質問の1点目の「活動組織をどのような範囲でされるのか。集落単位であれば属地以外のところはどのようにするのか」につきましては、今回この活動に取り組む地域につきましては、地域の水路や農道などを守っていく共同活動や、環境こだわり農業の対象地域では、集落・水系また土地改良区ごとなど、地域の特色を活かし最も取り組みやすく活動の効果が表れるまとまりになるよう、それぞれの地域で決めることとなっております。そうしたことから、竜王町としては、集落単位を範囲とした活動組織をお願いいたしております。

また、「集落単位であれば属地以外のところはどのようにするのか」ということですが、今回の範囲につきましては、属地主義とされていることから、仮にその活動組織から他集落へ出作されている場合は、出作されている農業者等

が出作集落の活動組織の構成員になっていただき、出作集落活動組織の中で話し合っていたいただき、応分の支援金をもらっていただくことができます。

ご質問の2点目の「平成18年9月中に組織の立ち上げを行わなければ、この支援策は受けられない。なぜ、もっと早く説明できなかつたか」についてですが、この対策事業につきましては、先に申しあげました経営所得安定対策にかかる法律が6月14日に成立化され、それを受けまして7月21日に政府与党における概算要求が決定されたところであり、この概算要求の決定と同時に、この農地・水・環境保全向上対策の予算規模や支援単価など、具体的な内容も同時に決定されたところであり、

さらに、この決定を受けて県としての対策事業について関係機関会議がされ、去る8月25日に滋賀県としての「世代をつなぐ農村丸ごと保全向上対策」、サブタイトルとして、滋賀らしい「農地・水・環境保全向上対策」が正式に打ち出され、県による県内全市町への一斉説明会がされており、本町としては9月1日となったものであります。こうした状況でありますことから、本町だけでなく、県内全市町村とも、早く説明をさせていただくことが不可能であったところがございます。

また、県よりこの対策事業の実施地区把握調査を10月初旬に報告を求められていることから、町として現在、各集落の区長さん、自治会長さまに、この事業への取り組み意思を9月中に報告をいただくことにいたしております。

最後の3点目の質問であります「滋賀県の環境こだわり制度との違いについて」であります。来年度からは、これまで県単独事業で行われてきました環境農業直接支払交付金を、今回のこの国の対策による支援に切り替えられ、県単独事業から国費事業となります。なお、環境こだわり農産物認証制度は残ります。

現行との違いの1点目は、現行の支援単価の中で主なものとして、水稻10a（一反）当たり5,000円が、国の対策では6,000円となります。また、3haを超える分の単価では現行では3ha以下は2分の1となっておりますが、この対策ではすべて6,000円となります。

2点目は、現行ではすべての農地が対象となりますが、国の対策では、対象農地は農業振興地域の農用地、いわゆる青地と言われる農地であり、白地は支援金の対象にはなりません。

3点目で、特に今回大きな違いは、国の対策は2階建ての活動支援になっており、1階といわれる部分は、農村を丸ごと保全する集落全体で行う共同活動と、

2階部分と言われる環境こだわり農業への支援となっており、1階部分だけの取り組みはできますが、2階部分の環境こだわり農業は1階部分が条件となることから、現行の誰でも受けられました環境農業直接支払交付金が、国の対策事業に取り組みない場合はもらえないということになります。

4点目は、環境こだわり農業の支援を受ける農家はすべてエコファーマーの認定を受けていただくことになっています。

5点目は、地域で一定のまとまり要件の条件が付いております。具体的には、例えば水稲だけで単一作物のみの場合では、集落等の概ね5割以上の農家が環境こだわり農産物を作付けするか、または、いくつかの作物全体で集落等の作付面積の2割以上かつ農家の3割以上の作付けが条件となっております。

6点目は、先に申し上げましたように、国の制度は属地主義でありますので、認定農業者などで他集落へ出作をされている場合は、出作先の集落がこの対策事業に取り組みれない場合は、この補助制度を受けることができないことになっております。以上、西議員さんへのご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 西隆議員。

**○11番（西 隆）** 今、3点の面につきまして回答をいただきました。

まず初めの活動組織、これを竜王町では集落単位と言われております。平成17年10月に閣議決定されて、経営所得対策の大綱に基づき、品目横断的経営安定対策として、担い手の施策を中心に重点化するため、今日まで努力をいただけてきたところであります。この点について、担い手に対するいろいろな指導はどういう方向でやられたのか、再度お伺いいたしたいと思っております。

2点目の期日でございます。この9月末までに参加するか、しないか。今、各集落へ説明に回っておられますが、その期日でございます。今聞きますと、8月25日に県の説明があり、それ以後、急遽、公民館でやられ、また各集落を回られて、9月中にこの重大な決定を各集落がとりまとめられる。また、今年度に手を挙げないことには、過去5年間の間には参加できない。また、一旦参加した以上5年間は継続してやらなければならない。大変難しい問題がございます。

私の集落にも説明に来られました。町担当者、県の方、聞いておりますと、「私たちが難しい問題で、しっかりわからないけれども」という説明の前置きがありながら説明されておりました。このような状態の中で各農家を集めて、9月中に決定せよと、農政の目まぐるしい変貌、その中でこの重大な決定をしていかなければなりません。この期日についてももう少し何とかならないものか。やはり、今、

各集落の集落営農、あるいは担い手について努力している最中であり、その上にこの重大課題がおろされるということは、大変難しい局面があるのではないかと思います。期日について、再度お尋ねいたしたいと思います。

また、もう1点目の環境こだわりにつきましては、経営安定のために滋賀県の環境こだわり認証制度がようやく認識されたところでもあります。今回のこの環境こだわり農業によれば、属地地の各農家がエコファーマーの認定を受けることが第一条件になっております。地域で一定のとりまとめあった取り組みがなされて、支援が受けられるものであります。集落営農組織では、認定が受けられません。今各集落で進めている集落営農一本化の組織では、このエコファーマーの認定は受けられません。

また、認定農業者のみでも、各集落、いわゆる今言っていました属地外のところの認定も受けないことには、環境こだわりの支援は受けられないことになっております。現状との違い、また、今後における環境取り組みの制度が達成できない状況ができるのではないかと思いますので、この点についても説明をいただきたいと思います。以上、あと3点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） ただいま西議員さんから、3点にわたりましてのご質問をいただきました。

まず1つ目は、活動組織の問題で、この前提と言いますか、今日、先ほど冒頭にお話しさせていただきました品目横断的経営安定所得に関わりましては、ご承知いただいておりますように、今日までの国の施策が、個々農業者ごとに施策に対する補助制度と言いますか、支援施策があったわけでございますけれども、19年度以降は、いわゆる認定者、いわゆる担い手認定農業者、さらには特定農業団体という集落営農等の施策に対する支援をしていくという形で、19年度から大きな農業施策の大展開がされるわけでございますけれども、そういった意味での担い手への指導ということでございますし、これにつきましては、竜王町いたしましたまして、やはりこの制度にできるだけ支援を受けていく形を立ち上げさせていただくということで、昨年来から農業委員さんをはじめ各集落の改良組合長さん等を中心に、それぞれこの担い手に向けて、特に特定農業団体の組織化に向けてご努力をいただきまして、この9月、今現在20集落について特定農業団体を立ち上げていただいたところでございます。

あと残ります7集落のうち、どうしてもこの制度、今回面積要件とか、そうい

うものがございまして、それにどうしても乗れないという地域につきましては、現在 J A さんの方で一括した形での活動組織を立ち上げていただきましたので、そこに集落、個人単位で入っていただくような形で、今それにつきましては 4 集落ほど J A さんの方に乗っていただくような形でも、今、J A さんも含めて指導させていただいておりますので、それでは引き続き後ほどまた圖司議員さんの中でもご質問があるかもわかりませんが、そういう中で指導をさせていただいているということでございます。

それから 2 点目でございますけれども、今回の農地・水・環境保全向上対策につきまして、先ほど回答を申し上げましたように、県の方に 10 月初旬に報告ということで、9 月末までに、今、各集落の自治会長さん、区長さんの方に、これの取り組みの意志という形で今とりまとめをさせていただいております。これも私もこの間、各集落の方にも説明に行かせていただく中で、そういうご質問もあるわけでございますけれども、取り組む意思ということで最終決定ではございません。特に今、県ないし国の方で予算要求をされる中でのとりまとめという形で、今それぞれ取り組み意思ということをおっしゃっておりますし、私ども町の方も、冒頭申し上げましたように、やはりこれは国・県さらには町の持ち出しもさせていただかなければならない。いわゆる 4 分の 1 は町が負担しなければならないということになりますので、それにもこれから予算の上程をされるのは、議会の皆さん方のご承認をいただければこの事業はできませんので、そういう意味では、9 月中は取り組みがどれだけあるかという 1 つの予算要求を含めてのとりまとめをさせていただいておりますので、最終的には、恐らく 11 月ぐらいには最終の意志表示、これはもう最終していただくか、いただかないかという決定をいただきたいということでございますので、今 9 月は取り組み意思という形でさせていただいておりますので、何が何でも 9 月中に結論を出していただくというのではありませんので、とりあえず意向確認ということで、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから 3 点目でございますけれども、環境こだわり農業の関係で、属地を含めて、また、エコファーマーがやはり集落営農では取り組めないというお話がございまして、現状の中で、今、各集落で取り組んでいただいておりますけれども、今回の制度に関しましては、各農家で取り組みをいただくということで、これも、今、説明させていただいておりますけれども、県が国に代わって認証指示をしていくというふうになってございますので、この来年の 1 月に県

の方で一斉にこれに向けての取り扱い等の説明をさせていただいて、4月にすべて認証をさせていただくような手続きを、県の方でこのエコファーマーの認定については、取り組みを含めての段取りをしていただいておりますので、町といたしましてもそれに向けて、今後、申請に向けての指導をさせていただきたいと思っております。

それと、あと今回この制度、お話もあったのですけれども、いわゆる環境こだわり農業は、今回のこの農地・水・環境保全向上対策は取り組まない地域で生産をされておる分については、これについて制度に乗れない、もらえないということに関しましては、これは私も先ほどから申し上げておりますように、特に今日まで県として、この環境こだわり農産物認証制度が全国に先駆けてされて、いわゆる琵琶湖の環境保全とともに、やはり消費者に対する安心・安全な農産物を供給しようという形で制度化されまして、ようやく県の方で定着もし、さらに、竜王町におきましても、いわゆる全県的にも取り組みを強めていただいて、今、作付け面積 200ha の約 20%を超える作付けをしていただいているということで、これに関して今回のこの取り組みができない集落で、おりてきた場合に対しましては、やはり引き続き県に対して独自の施策をされるよう、制度化されるようという形で再三申し入れもさせていただいておりますし、そういう意味で引き続き、町といたしましても県に対して、単独の環境こだわりがもらえない方に対する補助支援をしていただくように、引き続き県の方に申し入れをしていきたいと思っておりますので、以上、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 西隆議員。

**○11番（西 隆）** 再々度、質問させていただきます。

今、期日については11月中ということで、少し延びたけれども、時間的余裕はございません。私が思うのに、一番に組織の編成、今、各集落単位ということでは言われておりますが、国の施策に合わせて、農業の持続発展を願う我々としましても、また竜王町といたしましても、大きな地域の組織、例えば竜王町一円を1つのこの1階部分、説明されております共同活動に取り組む地域というのを、竜王町一円を1つの地域、またそれがだめだったら土地改良区、土地改良区は今もう解散されたかと思うのですけれども、3つほどの組織がございます。水系組織もできますし、やはり地域を越えた組織を1階部分、それをすることによって2階部分の支援策、これが与えられるということでございます。

また、農業にとってこの2階部分がなければ、今後の経営安定はなりません。

やはり2階部分を取り込んで初めて、農家の経営安定ができるわけですので、1階部分の支援策について、当局のお考え、集落ではなしに竜王町一円を1つの組織とするのか。あるいは、土地改良区を基準にするのか。また、事務局体制、事務量が膨大な数にのぼってきます。それが各集落ですと、そこにおいても相当な問題が出てくると思います。事務局体制を「農業振興課」という名がある以上、竜王町が責任を持って支援する。このぐらいの考えはないか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 西隆議員さんからの再々質問の中で、1つは、今回の取り組みを集落単位でできないかというお話がございました。集落単位以外での大きな取り組みということで、これにつきましては、一応私どもの場合は集落単位でお願いしておりますけれども、ひとつの取り組みの中で、まず1点目の町全体でというお話があるわけですので、これは今回の制度を私どもが聞かせていただいている中では、いわゆる途中でこの事業を止めるということになればすべて、よく聞かせていただいているのは、例えば、19年度から始まりますけれども、20年度までやって21年度にこの事業を止めると言いますと、19年度・20年度のもらっていた支援金は返還しなければならないというふうに実は聞かせていただいております。

そういうことで、途中で止めるということではできないということが1点と、それから、やはりもし仮に全集落がやっていただくということになりますと、今申し上げたように、途中で止めるとか、共同活動の中で1集落でもこのことができないということになれば、すべてこの制度がもらえなくなるという、こういう一方では危険性もあるということで、私ども町としては、本当に全集落となればいいのですが、なかなか今状況を聞かせていただいておりますと、かなり厳しいところもございますので、町全体で一本ということにならないというように、そういう意味では、かなり無理だと考えております。

それから、あと集落を越えた取り組みにつきましては、これはそれぞれおっしゃるとおりで、先日も昨日・一昨日、山之上の方で合同で説明会に行かせてもらい、山之上地先につきましてはそれぞれの地域条件があるので、山之上一本でしようとか、自集落一つでしようかというお話もございますので、これは我々行政の方から申し上げるのではなくして、それぞれ集落集落で事情があるところは寄っていただいて、大きなまとまりで組織をつくっていただいて、それも可能であ

りますので、ただ、それについては若干の環境こだわりの2階で取り組んで、まとまりある要件で言いますと、1集落20万円というのは、1集落で20万円ですけれども、大きなまとまりにしても20万円という金額の関係もございますけれども、そういうなので、これはつくっていただければいいなと思っています。

我々の方も「産業振興課」の名前をいただいたのですけれども、今回のこの策に関しましては、いわゆるそれぞれの集落単位でつくっていただく活動組織と町との間で協定を結んでいただいて、それに基づいて、実施をされるか、されないの履行確認をすべて町の方がしなければならぬということで、かなりそういう事務量もございます。1つは、そのようなことで事務局体制を役場でという状況には、今全体をすることはできませんので、それぞれ集落集落でまとまりをされた段階で私どももまた指導をさせていただいて、そういうような事務局体制、それができるような指導をさせていただこうと思っていますけれども、西議員がおっしゃるとおり、集落だけではなしに、それぞれ事情があるところが寄っていた一定のまとまりという方法もできますので、決して集落単位、基本的には我々は集落単位でお願いしていますけれども、以上、そういう形でお答えとさせていただきます。以上でございます。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。11番、西隆議員。

**○11番（西 隆）** 2問目の質問に移らせていただきます。

道路改良および建設計画について。竜王町の住民の生活利便性、交通安全、産業振興に期する道路整備について伺います。

1点目、平成18年度国および県予算に対する最重点・重点要望の県道、小口川守線の延長・改良、（仮称）野洲竜王線の道路新設の状況と当町の取り組みについてお伺いいたします。

2番目、町道巡検線、西川ため池線の道路改良（歩道設置）について。

3番、町道西通り線鶴川地先の道路改良について。

以上の項目について、明解なご回答をお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** ただいま西議員さんから道路改良および建設計画についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

1点目、県に対して要望しています県道小口川守線の延長・改良、（仮称）野洲竜王線の道路新設の状況と当町の取り組みについてでございます。

これらの路線につきましては、竜王インターチェンジの供用開始後、交通量の

増加とともに道路周辺への企業・事業所等の立地、住宅の増加などから交通量が増加し、さらに今後の地域開発の高まりから、ますます交通量の増加が懸念されるところから、この解消を図るため、既設県道の延長改良と野洲市方面への新設道路の建設について県に要望しているものでございます。

昨今の経済情勢から、2路線とも改良・新設に向けた事業の取り組みまでには至っておりません。しかしながら、本町のまちづくりの重要な路線であることから、県に対しては機会あるごとにその必要性を粘り強く訴えている状況であります。

2点目、町道巡検線、西川ため池線の道路改良（歩道設置）についてでございます。町道巡検線の歩道設置につきましては、本年の第1回の定例会でもご質問いただいております。交通安全の面、隣接する農地への作業にかかる危険性からも、その必要性は痛感しております。しかしながら、町内においてこのような箇所が散見され、本町の財政状況や全体的な建設計画を勘案する中で、現時点では、具体的な計画を立てるまでには至っておりません。

併せて、西川ため池線についても交通安全、農地への乗り入れ等の危険性から、その必要性は感じておりますが、具体的な計画を立てるまでには至っておりません。

3点目、町道西通り線鶴川地先の道路改良についてでございます。ご質問の道路改良箇所は、鶴川天満宮隣接の町道西通り線と県道春日竜王線の交差点付近の改良かと思っております。この付近の道路改良につきましては、昭和60年代に竜王南部地区幹線農道整備として、鶴川堤防神部橋から県道春日竜王線までの間で整備計画が立てられた経過がございます。

計画当時は、鶴川天満宮が隣接していることから、神社敷地を分断しなければならず、それらの調整に時間を要し、実現できなかったと聞いております。つきましては、これらの実現に向けてルート変更等再検討を行いました。神部橋の企画の検討、橋梁取り付け道路の縦断勾配、県道春日竜王線との接続問題等さまざまな要件があり、抜本的な道路改良計画には至っておりません。

併せて、通過交通量の実態から、将来予測を勘案し計画を考えますと、事業の費用対効果の検証も必要であり、現時点での計画付けは困難であると考えております。どれも生活に密着した道路網であります。スピードを抑制する対策にも力を入れながら、安全な道路整備に取り組むたいと考えておりますので、格段のご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご回答といたします。

○議長（中島正己） 西隆議員。

○11番（西 隆） 今、3点につきまして聞かせていただきました。なぜ、この時期にこの道路のことをお尋ねするかということは、19年度の予算編成前でございます。やはり道路予算は年々縮小されております。その中において、このわずか3点です。それ以外にもたくさんございますけれども、今まで何回となく計画され、あるいは一般質問でもされました。その回答で「鋭意努力する」ということで今にきております。予算の関係上、いろいろ言われるわけでございますけれども、やはり生活密着道路でございますし、産業発展には欠かすことができません。

特に、今言いました（仮称）野洲竜王線については、我が町だけの問題ではないと思います。やはりインターに通ずる道路、野洲あるいは守山方面からの通勤者も相当ございますし、我が町から向こうの方に行かれる方もそうとうございます。朝の8号線の停滞を見れば、状況はわかると思います。やはり抜けるバイパス的な要素を持つこの道路、また、野洲市におきましては中主線が20年までに完成いたします。幹線道路、大きなきれいな道が、今、着工されております。そういう点で、やはり産業道路というのも役目を果たすのではないか。これもひとつ計画を早急にいただきたい。県に要望も必要でしょうし、県の予算を取るのも必要でしょうし、その努力を惜しみなくやっていただきたい。

それと、町道につきましても今まで問題に再三出ております。やはり人命に関わる、一番地元の大事な道路でございます。西川ため池線、今、朝のラッシュですと、西川の信号で停滞しております。こういう状況を見た時、やはり農作業にいかれる時、コンバインでその中を走る。この状況を見た時、予算も必要です。その努力はすべきだと思います。19年度には考えていただく。弓削からの巡検橋線、片側はできておりますし、片側もするという当初からの約束もできていて、そのままになっております。やはり地元との約束、それによって農地提供を受けた。その次の条件、いろいろ事情はあろうかと思っておりますけれども、やはり考慮していただく必要があろうかと思っております。

滋賀県の道路整備は、沖縄に次いでワースト2番とよく言われます。竜王町の道路整備状況は、恐らく滋賀県で最下位でなかろうか。すると、日本中で一番道路整備が竜王町はできていないということになります。これは竜王町の発展のためにも安心安全のまちづくりには道路整備は欠かせないものであります。

竜王町には駅がございません。鉄道路線の駅なのですけれども、ございません。

高速道路のインターチェンジがあり、交通の要所になる可能性があります。一般道路も狭く、沿道サービスも商店街等ができておりません。現在の道路改良の早期実現と将来を見越した道路施策が必要と思うが、町長さんのご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 傍聴の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいま西議員さんから、道路改良の早期実現と将来を見越した道路施策について、再度の質問にお答えいたしたいと思います。

滋賀県の道路整備状況につきましては、西議員さんのご質問の中でも述べられておられますとおり、沖縄県に次いで2番目に整備の水準が低いと聞いてもおります。併せまして、竜王町の整備状況につきましては、県下で最下位ではなかろうかという問いかけも伺いました。

竜王町の道路網につきましては、国道・県道・町道・農道から成り立っておりますし、平地のほとんどが全町ほ場整備によりまして、農道の整備として基盤の目のように整備をされてきたところでもございます。

このような状況の中で、沿道サービス等が立地可能な道路整備の実現と施策についてでございますが、町がまちづくりにおいて最も重要としている道路整備は、野洲市・湖南市方面への広域幹線道路の整備でございます。竜王インターから取り付け道路整備として国道477号線の改良、また、庁舎周辺のまちづくりにおきましても、県道小口川守線の改良など、町のまちづくり計画に欠かせない整備計画でもございます。

また、幹線町道につきましても、周辺の開発状況の動きを視野に入れまして、整備を必要とするものであろうと考えております。特に広域交通網は、竜王インター周辺の道路整備につきましては、県当局にも再三再四整備要望を行っており、先日も開催されました近畿整備局主催の「これからの道路整備について」ということで意見交換会がございました。この席上におきましても、本町が抱える道路整備の状況につきまして説明をいたしました。そして早期の予算づけを訴えてきた状況でもございます。

いずれにいたしましても、地域経済の要となります道路網につきましては、大変厳しい経済状況の中ではありますが、積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。西議員さんの再度のご質問に対してのお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 次に、1番、寺島健一議員。

○1番（寺島健一） 平成18年第3回定例会一般質問、1番、寺島健一。アグリパーク竜王（農林公園）周辺の交通安全対策について。

アグリパーク竜王は、開園以来、果樹の成木に伴い年々入園数も増加し、順調に推移しております。竜王農業の拠点として、生産者の努力はもとより、町民皆さま方のご支援の賜物と存じます。また、来年春を目標に協同組合滋賀県高速道路利用センターによる福利厚生施設が、今般着工の運びとなりました。地元また町の活性化から見ても待ちに待った施設であり、アグリパーク竜王と福利厚生施設が共存共栄、相乗効果の出るためにどのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

また、シーズン中は他県からの家族連れのお客さんも多く、土地勘の分からない人も多く、交通事故が心配されます。事故もなく楽しく帰っていただくためにも、町としてどのような対策をお考えか、お伺いいたします。

○議長（中島正己） 三崎産業建設主監。

○産業建設主監（三崎和男） 寺島健一議員さんの「アグリパーク竜王（農林公園）周辺の交通安全対策について」のご質問に対しまして、お答えを申し上げます。

1点目のご質問は、アグリパーク竜王と来春オープン予定の滋賀県高速道路利用センターの福利厚生施設、すなわち温泉保養施設等との共存共栄、相乗効果対策について、どのように考えているのかとお尋ねであります。

アグリパーク竜王については、今日までテーマパークの農林公園として、体験型による観光農業（見る、遊ぶ、楽しむ、ふれあう、学ぶ、食べる等）の促進によって多くの集客を図ってまいりました。

滋賀県高速道路利用センターの福利厚生施設（温泉保養施設等）につきましては、このほど工事着工され、来春オープンされる予定であります。施設の内容としては、温泉保養所、地域特産品販売所、バーベキューテラス、駐車場の大きく4つに分けられます。年間入場者数は15万人を見込んでおられ、本施設がオープンされると、山之上農林公園一帯は、今までよりさらに多くの人々で賑わうものと考えます。

こうしたことから、オープンまでに滋賀県高速道路利用センター・(株)アグリパーク竜王・山之上生産組合・町等の関係者による話し合いの場を設けて、相互の相乗効果が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問の「交通安全対策」であります。工事中の安全対策に

について、事業者には、特に観光シーズン中における警備員の配置義務等を徹底するとともに、滋賀県高速道路利用センターの福利厚生施設（温泉保養施設等）への交通アクセスについては、現在、並行して道路改良工事（道路幅員6m、片側歩道付き）を進めております町道山之上長池線および町道山之上エビス線をメイン道路といたしたいと考えております。

また、山之上農林公園を通過する国道477号アグリパーク竜王拠点施設地先は、観光客の増加と隣接する東近江市・日野町への通過車両が増加しておりますので、主要地方道彦根八日市甲西線と国道477号交差点から旧蒲生町境界までの間、両側自転車歩行者道の早期設置を、滋賀県に対しまして今日まで強く要望しているところでございます。

山之上農林公園一体の交通安全対策については、危険箇所等の点検を行う中で、カーブミラーの設置や交通標識の設置等を検討するとともに、観光案内パンフレットには交通アクセスをしっかりと位置づけて、事故のない安全安心のまちづくりに万全を期してまいりたいと考えておりますので、今後とも地元住民皆さん方をはじめ議員各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、寺島議員のご質問のお答えといたします。

**○議長（中島正己）** 寺島健一議員。

**○1番（寺島健一）** ただいま前向きな回答をいただいたわけですが、第1点目の共存共栄の部分でございしますが、民間の発想からいろいろな部分が出てこようかと思えます。

そういうことから、先ほど言われましたように、関係者の会議をさせていただいて調整はするということですが、特に一例を申し上げますと、アグリの方でもバーベキューがあると。そして、また温泉の方でもバーベキューがされると。競争の時代でございますので、いろいろとあるかと思えますが、願うことならば、値段とかいう部分についての協定とか、これは一例でございますけれども、そういうような部分についてもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、もう1点のところにつきましては、先ほども言われましたように、ちょうど今、エビス線の道路の改修がされておるところであります。今ちょうど重機もありますし、危険な箇所の指摘もされておるところでございます。そういうことから、早急にこの機会に設置をしていただく。今提案がありましたように、カーブミラーとか、そのような看板とか、そういうような、簡単なと言いますと

語弊がありますが、そういうようなものを今の機会に、重機とかありますので、今の機会に設置をしていただく考えはないものか、再度お伺いたします。

○議長（中島正己） 三崎産業建設主監。

○産業建設主監（三崎和男） 寺島議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の「アグリパーク竜王と滋賀県高速道路利用センターの福利厚生施設との共存共栄の相乗効果」というようなことで、再問をいただきました。今ご質問にもありましたように、競合いたしますバーベキューとか直売所の運営については、この辺はしっかりとどのように運営していくかということを協議していきたく思っております。

また、各施設のネットワーク化、そしてまた、例えばアグリパークでお買い物をされたお客さまに対して、高速利用センターの温泉保養施設の入浴料の割引等ができないか、そういった話もさせてもらいたいなと思っております。

次に、交通安全対策の具体的なカーブミラー等の設置等でございますけれども、特に今工事をされております中で、温泉保養施設の接道、いわゆる南北道路と町道山之上岡屋線との交差点、あそこがかなり危険があるということで、早速カーブミラーを設置するというので、もう発注をしておりますので、近いうちにあそこにはカーブミラーを設置させていただきます。

あと、いろいろな危険箇所等点検をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお伺いたします。

○議長（中島正己） 寺島議員。

○1番（寺島健一） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（中島正己） 10番、岡山富男議員。

○10番（岡山富男） 18年度第3回定例会の一般質問で、私は、中学校大規模改修に伴い、各教室へのIT導入について質問をさせていただきます。

高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中、子どもたちがコンピュータやインターネットに対応できる情報活動能力を育成することは非常に重要になってきました。こうした情報活動能力の一層の充実を図るために、教育課程では各教科等や総合的な学習の時間において、コンピュータ使用を図るとともに、情報に関する教科内容を必修としています。

また、各教科等に授業で先生がプレゼンテーションをしたり、子どもたちがコンピュータやインターネットをしたりすることによって、「わかる授業」や「魅

力ある授業」の実現ができます。

こうした中、文部科学省は、情報化に対応した教育を実現するため、IT戦略本部が策定され、「e-Japan重点計画」等により、各学級の授業においてコンピュータを活用できる環境を整備し、教育研修の充実、教育用のコンテンツの開発・普及、教育情報充実などを推進しておられます。

こうした中、竜王中学校の大規模改修の一環として、各教室へのコンピュータの導入についてをお伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 松村教育課長。

**○教育課長（松村佐吉）** ただいま岡山富男議員の「中学校大規模改造工事に伴う各教室へのIT導入について」のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

今回の大規模改造工事につきましては、校舎改築後27年が経過し、老朽も進みましたことにより改造を実施いたしましたもので、各教室へのコンピュータ導入については、本工事の中では計画をいたしておりません。

しかし、今後の情報教育等の整備を進めていくことも考慮いたしまして、廊下のラックには各種配管また配線、将来のIT整備時の施行が行いやすいように対応いたしております。

さて、仰せの情報活用に向けた校内のネットワークの取り組みでございますが、文部科学省ではIT新改革戦略重点計画2006としての、パソコンを活用した教育の充実に向けて、2010年までに児童・生徒3.6人に対し1台を目標として、普通教室における教育用パソコン整備を促進しておるところでございます。

現在、竜王町におきましては、小学校のコンピュータを2人に1台として20台、2校ございますので40台でございますけれども、さらに中学校におきましては、コンピュータ室に1人1台として40台ございます。それぞれインターネットの接続はされています。その他、職員室に3台はございますが、校内の情報通信網の整備は、現在はできておりません。

県内の情報はと言いますと、校内の情報通信網の整備ができていない学校は少なく、できていても職員室、校長室、コンピュータ室への整備であると聞いております。各教室までの整備ができていないところは、極めてわずかであるということでございます。

当町の学校におきましても、情報教育の折から、将来に向けて普通教室への整備を図ってまいりたいと考えております。そのために、現時点ではコンピュータ室の技術指導、インターネットを使つての学習、さらに情報モラルの徹底などに

力を注いでまいりたいと考えております。

なお、中学校におきましては、大規模改造後として、体育施設の整備も考えております。コンピュータ教育につきましても、県下各校の整備状況も踏まえ努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上、岡山富男議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 岡山富男議員。

**○10番（岡山富男）** 今、回答をいただきましたが、特に、県内を見てもなかなかないという話はあるのですが、今、一環として大規模改修をされているという中から、やはりそれは盛り込むべきではないかという感覚を持っております。

特に、今現在、先生が個人のパソコンを持って授業内容をつくったり、生徒個人のことをパソコンの中に入れたりとかいうので、個人の持ち物で管理をされているという状態になっていると思います。今よく言われます個人情報というところから考えてみましても、やはり何かあれば、そのことに関して他のところへ漏れたりとかいうことも出てくると思います。そういうところを考えますと、やはり教室等もありますが、各先生に1台パソコンを導入して、それを学校で使用する。学校のことに学校でやるというのが必要だと思うのです。

こういうことが、やはり新聞紙上などでもたまには出ているということもありますので、そういうことは今後考えているかどうかということもありますし、先ほど課長からも回答がありましたが、中学校で各廊下にケーブルラック等を今付けていただいているわけですが、それがいつまでもその形のままで線が通らない。保護者の方々が見て「これは何ですか」という状態で、「パソコンの配線のために付けたのです」と、それによって「いつ付くのですか」、「わかりません」という回答しかないということになると、おかしくなると思います。やはり、「いついかに、何年にこういうものを計画しております」というのができてこそラックが必要になってくるものではないかと思いますが、その点をお伺いしたいと思います。

**○議長（中島正己）** 松村教育課長。

**○教育課長（松村佐吉）** 岡山富男議員さんの再度の質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

先ほどもお話し申し上げましたように、大規模改造の工事でございますが、この工事につきましては、国の補助金なりございまして取り組んでおるところでござ

います。かような視点からも含めまして、この大規模改造につきましては、現状のままの改修ということでの取り組みをさせていただいておりますので、この点につきましては、ご了承をお願いいたしたいと思います。

また、先生が個人のパソコンを使っておられるというような点でございますが、現状におきましては、各市町村の学校においてもやむを得ない事情の中でのご使用をいただいているわけでございます。

また、この場合の情報管理の面でございますが、学校全体といたしましては、耐火金庫だとか、またロッカーだとか机だとかの使用なりに鍵をかけていただくよう、情報管理の仕方、またパソコンの机の上の放置など、また毎日いろいろな状況の中でチェックをしていただくように、1つは先ほど申し上げました情報管理の仕方、それとまた日常的に注意をしていただく点の確認もいたした中で、学校におきましては管理をいただいておりますので、これにつきましてもご了解をいただきたいと思います。

また、先生1人1台のパソコンの導入でございますが、今現在、かような状況でございます。できるだけ早く先生方1人1台使っていただけるように、予算との関係はございますけれども、努力をいたしたいと思っておりますので、この点につきましてもひとつよろしくお願いいたします。

**○議長（中島正己）** 岡山富男議員。

**○10番（岡山富男）** 再々度の質問をさせていただきますが、大規模改修で、国からの補助だから、ケーブルラックを付けた意味、何のために付けたのかというのが、回答がないのです。

実際に、やはりこれを必要だから付けますよということを言っているのに、何もその回答もないというのはおかしいことだと思いますし、やはり先生のことと、生徒の個人情報保護ということを考えれば、やはりそのパソコンで管理されているのです。その管理をどのようにして対応するのか。そういうのはしっかりと明確に答えてほしいなと思いますし、これから竜王町を担う子どもたちです。これから背負っていただく子どもたちが、社会に出てなかなかすぐにコンピュータが使えないとなってくると、遅れるというのが、やはり保護者にとっても本当に不安になると思います。そういうところをいち早く中学校、また小学校の時からコンピュータを使って、今現在でしたら家庭でも子どもたちは使っていると。やはりそれ以上の経験等、またそれによつての学校での内容等が、幅広く世界に通用できるような子どもたちにもっていくために必要ではないかと

思っています。

町長も特によく言われています。これからの子どもたちに竜王を背負っていただくのだと。そのためには、やはりこういうことも必要なことなのです。お金をかけてということはあるのですが、こういうことも金をかけるべきではないかというのがあります。そういう点はどのように考えておられるのか、再度お伺いさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 松村教育課長。

**○教育課長（松村佐吉）** 再度の岡山議員さんの質問でございますが、先ほども申しましたように、一日でも早く校内の整備ができるようにということで、ラックの取り付けなどをさせていただきました。しかしながら、国の予算、町の予算の関係もございまして、再度で失礼なわけでございますけれども、今日はそういう状況であるというところでございますので、ご理解をお願いいたします。

また、中学校とは言わず、学校関係の情報教育の整備でございますけれども、先ほども申しましたように、いろいろな意味合いで学校整備にはお金が必要でございます。先ほども申しましたように、各他市町村の学校にも遅れをとってはいけないという基本的な考え方のもとに取り組んでおります。結果的には、一日でも早くそういった施設整備の充実になるように努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

**○議長（中島正己）** 村地教育次長。

**○教育次長（村地半治郎）** 岡山議員さんの再々質問にお答えします。

竜王小学校にパソコンが導入されましたのが平成11年でございます。松村課長が申しましたように、コンピュータ室に各20台ずつ入っております。また、中学校におきましては、平成12年度にコンピュータ室に40台、1人1台対応しております。このため、コンピュータは日進月歩ということで技術革新をしております。先ほど申しましたように、3.6人に1台を整備しなければならないということで、国の目標でございますように、2010年までには今のラックとかそういうようなものを、将来を見て整備したところでございます。できるだけ早く財政当局と協議をする中で、整備を図ってまいりたいと思います。

そして、個人情報の管理につきましては、現在、先生が使用しているパソコンは、県下の学校では大半が個人の私物と聞いております。竜王町においても私物でございます。このため、例えば、中学校におきましては、きめ細かい規定を設けております。

まず、1つは、各個人の情報に関する管理について。また2つ目は、管理を徹底するための管理事項について。また3つ目は、鍵の管理についての各項目ごとにきめの細かい規定を定め、管理を徹底しているところでございます。これも先ほども申しましたように、2010年までには県の大半が、私物化が公共で整備されるように聞いております。計画が推進していくに對しまして、私物化がなくなる現状だと思っております。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次に、12番、山田義明議員。

**○12番（山田義明）** 竜王町の自律推進計画について伺います。

我が町は、自立のまちづくりをするためにも自律推進計画を立案し、地域の皆さまにも懇談会を開催し、それなりに理解をしていただき今日に至っております。

計画当初より早や幾年か経ちましたが、いまだ（案）が外れないままでございます。どのようにされようとするのか。また、目標が定まらない職場では、改革や改善どころか撤も飛ばず、意識さえなくなるのではと危惧する次第です。

町民の皆さまにおかれては、懇談会を境に、自律推進計画は実施の段階と受け止めておられると私は思います。

そこで、計画当初より目論んでいた目標値やあるべき姿との差異はどうか。また、どのような成果があったのか。何が問題で、どのようにすべきなのかを伺う。また、町長はどのように評価され、取り組みに對しての決意はどうかをお伺いします。

**○議長（中島正己）** 小西政策推進課長。

**○政策推進課長（小西久次）** ただいまの山田議員さんからの自律推進計画に對してのご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

現在、竜王町におきましては、深刻な少子高齢化や地方分権が進展する中で、将来にわたって安心して住み暮らせるまちづくりを進めていくために、「地域再生」のまちづくりを合言葉に、個性あふれるたくましいまちづくりに向けたさまざまな取り組みを行っているところでございます。併せまして、国が地方自治体に人口減少時代の到来などの社会経済情勢の変化に對応できる転換を求めた「行政改革・集中改革プラン」においても、実行段階にあります。

特に、これらの計画の実行については、実行可能な範囲から、その方向性に基つきまして、平成17年度から実行、調査、検討に着手してきているところでございます。

具体的には、既にご承知、ご理解をいただいておりますとおり、1つ目に、竜

王インターを活かすまちづくり、企業誘致推進への取り組み。2つ目に、町の中心核、生活拠点、住宅地への形成の対策。3つ目に、環境こだわり農業の推進、農業の担い手の育成。4つ目に、組織機構の再編による課の統廃合の実施。5つ目に、助役の兼掌による収入役の廃止。6つ目に、職員退職者不補充による職員数の削減。7つ目に、職員手当・給与等の改定。8つ目に、事務事業の見直し、補助金の改革。9つ目に、職員の人材育成、人事交流の実施。10といたしまして、指定管理者制度の検討と導入。11番目に、地域懇談会の実施やまちづくりへの懇談会の設置、などなどがございます。

なお、住民サービス、住民負担に直結する団体運営補助や福祉医療助成、国民健康保険税の改定などにつきましては、関係者の皆さまにもご理解をいただききたところでございます。

次に、財政シミュレーションからの平成17年度の実績でございますけれども、平成16年度当時に行いました当初の財政シミュレーションでは、一般会計ベースで平成17年度決算見込額について、歳入を47億2,600万円、歳出を48億800万円、またその収支につきまして8,200万円の不足額と予測をいたしました。

その収支不均衡の対応として、平成17年度では8,300万円の歳出削減を目標に、先ほど申し上げました点によって、その取り組みや財政運営を行ってまいります。

本年5月末の前年度会計出納閉鎖を受けまして、決算の統計値からその取り組み実績による効果と算定をいたしますと、計算上の数値ではございますけれども、目標額の8,300万円に対しまして、その効果額は約2億円と算定されます。

内容区分といたしまして、人件費につきましては、職員数の削減や手当等の改定、特別職また議員皆さまの給与の報酬の改定により、3,000万円の目標に対しまして約9,700万円の削減効果となっております。

扶助費につきましては、福祉医療助成の見直しなどにより、900万円の目標としておりましたが、医療費の増嵩によりまして800万円の削減効果にとどまっております。

建設事業につきましては、個別建設事業費の抑制や事業繰り延べによりまして、1,500万円の目標に対しまして4,400万円の削減効果となっております。

物件費につきましては、公共施設管理費の抑制や個別事業の縮小・見直しにより、2,000万円の目標に対しまして2,700万円の削減効果となっております。

補助費等につきましては、各種団体への運営補助、イベント行事の見直しによ

り、900万円の目標に対しまして2,300万円の削減効果となっております。

なお、この効果額は平成16年度当時に試算した値と比較したものであり、試算時点から削減を含んでいるものや財政運営上の手法、新たな行政要請に応える要因等がございますので、前年度決算との比較とは見方が異なっておりますけれども、ご理解いただきたいと思っております。

このように、平成17年度におきましては、各分野での取り組みや検討に着手した段階であり、その成果・効果について即現れてくるものではございませんが、財政上の節減目標については、鋭意努力させていただく中、住民皆さま方のご理解を得ながら目標以上の結果を得ました点は、その成果の1つと考えております。

しかしながら、住民の皆さま方のニーズが多種多様化していることから、これまでと同じような行政サービスの提供につきましては、自ずと限界が見えてくると思われまます。多種多様な新たなニーズに応えていくためには、改革の目標以上に地方自治の転換が求められてきています。地域・住民皆さんとの協働のまちづくりや自助・互助・公助の意識の高まりや広がりによる行政のスリム化が大変大事な視点であり、難しい課題ではありますが、その実現に向けての対応や、行政のみではなく地方自治を支える住民皆さま方の意識の醸成をする取り組みが大切だと考えております。

今後におきましては、そのような醸成も十分に踏まえつつ、目標達成に向け努力邁進していく所存でございますが、議員皆さまにおかれましても今後ますます地域のリーダーといたしまして、住民の皆さまの地方自治への参画の機運を高めていただくとともに、ご指導、ご意見を頂戴したいと思っております。以上、山田議員さんへの回答とさせていただきます。

地域再生のまちづくりに向かって、改革2年次目の中盤を迎えるところでございますけれども、その着実な推進に向けまして努力を傾注いたしているところでございます。まちづくりは、議員皆さまをはじめ住民皆さん方のご理解、ご協力、併せて皆さま方の協働の力によって達成できるものと考えておりますので、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 山田議員のご質問に対しまして、「自律のまちづくりについての決意について」のご質問であります、私からお答えいたしたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、自律推進計画につきましては、これまで（案）でござい

ましたが、今後におきましては、「自律推進計画」として推進をしていきたいと考えております。

また、私の指針といたします「人がまちをつくり、まちが人をつくる」、この信条を柱といたしまして、若者定住のまちづくり、まちの中心核づくり、インター周辺整備推進に、議会をはじめ各委員会のご意見を承りながら努力をいたしておるところでもございます。今後におきましては、地域に出向き、膝を交えての意見交換会の機会も考えてもおります。

言うまでもございませんが、地域の自律を進めるためには、行政はもちろんのこと、地域住民の皆さんの協働のまちづくり、自助・互助・公助の意識をさらに深めていただくことが大切であろうかと思っております。自律推進計画の推進にあたりましては、行政だけではなく、議会や地域住民の皆さまのご理解、ご協力が必要不可欠でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

さらには、こうした取り組みを重ね、まちづくりの推進に取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、山田議員のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 山田義明議員。

**○12番（山田義明）** いろいろと数字をあげていただきまして、多くの成果を挙げただいたことに関しまして感謝を申し上げます。そういった成果をもとに来年度も非常がんばっていただきたいと思っております。

こういった関係の部類もございますし、先ほども話がございましたように、都市核づくり、また若者定住、それとインターチェンジの活用ということで、これはなかなか数値には今のところは出てこない内容でございますが、この件につきまして説明がなかったもので、お尋ねしたいと思っております。

インターチェンジの活用についての企業誘致については、最近、工場立地が非常に進んでおります。2002年をボトムにV字型の回復をして、非常に立地件数、あるいは立地面積とも3年連続に2桁の伸びとなっておりますということで、近畿では、医療と医薬関連の研究所の立地、またデジタル家電関連の立地が増加していると聞いております。また、この近辺では、自動車関連の企業さんの進出が目立っているということでございますが、さて、この竜王のインターの周辺でございますが、市街化地区には、竜王町の町有地約3haを含む8.7ha、また4.5ha等々、非常に優良な立地がございます。以前より、ここにつきましては、いろいろな企業の問い合わせがあったように聞いております。できれば、支障がなけれ

ば、その企業名と、まとまらなかった理由、そして今後整備するのに1年半はかかると言われていました。非常に需要の多いこのチャンスを逃がさないために、どのようにされるのか。

もう1点は、滋賀県で女性知事が誕生したということで、約2ヵ月が経ったわけですが、「もったいない」を合言葉に県政を進められておられますが、ないものねだりだけではなく、あるもの探しで、竜王町にある18haの県有地をいつまでも放っておくのはもったいないということで、この企業誘致の立地部分を逃がすことなく、県有地の活用を、執行部のみでなく、議会や本日多数の傍聴人の方々もお見えになっておられますが、こういった一般町民の方々のご支援をいただきまして、知事の方にも積極的に陳情に出かけてはいかかと思っておりますので、その点につきましてお答えをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（中島正己）** 小西政策推進課長。

**○政策推進課長（小西久次）** 山田議員さんの再度のご質問の中で、先ほど申し上げました実施可能なところからということで、竜王インターを活かすまちづくりということで再問がございました。

その中で、ご質問がありましたように、竜王インター周辺には34haの工業地域等が、現在一部開発はされておりますけれども、山のままで残っている状況でございます。しかしながら、このインター周辺につきましては、県の産業振興課を通じまして、企業立地の誘導というものが県の方から多く町の方に寄せているところでございます。

しかしながら、数件はあるわけですが、現況は見てのとおり山の山林等でございます。今後におきましても、やはり先ほどご質問の中にもありましたけれども、年月的には1年半～2年かかるというご質問がありましたけれども、今現在、現況は山でございますので、今後におきましては、1つは基本的に豊かな開発をすることに、その資源を何とかして竜王町のまちづくりを行っていくという、町長の3本柱でございますインター周辺も1つでございますので、このことにつきましては、この活用を企業立地に向けて、今現在鋭意努力をさせていただいているというところでございます。

今申しましたように、今後におきまして、その開発も含めまして、今後町としてまちづくりの一環として邁進させていただきたいという考え方をしております。

なおかつ、県の方におきまして、町といたしまして、やはりその企業立地につきまして、どしどし町の方へ来ていただくような企業誘致の要望もさせていただきたいという考えをしておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 山田義明議員。

○12番（山田義明） 今の回答は、今ひとつ私が思っている内容とは違ったのですが、とりあえずそういうことということにさせていただきますして、もう1つ、申しわけないのですが、3本柱の中には、「若者定住」のフレーズがございまして、このここには、まとまった住宅開発だけでなく、小単位でもコーポラティブハウスのような、モデルとなる多様な住宅供給の促進ということで、こういうところにつきましては、施策のイメージでは建設という格好で書かれております。

また、もう1つは、既存の空き家・空き地の情報収集と活用検討ということになっていますが、その他諸々ございまして、また地区計画等もございまして、この2点につきまして今どういう格好で進められておられるのか、この点につきましてもお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 山田議員さん再度のご質問でございます住宅施策につきまして、若者定住につきましてのご質問でございますけれども、ご質問にありますように、若者定住につきましては、今現在、町といたしまして、どうしても竜王町におきましては市街化調整区域におきます住宅等が少なくございます。民間の住宅政策はされておりますけれども、なかなかはかどっていないという、既に3団地ございまして、その既存団地では、調整区域の中での開発をしてきていただいているところでございます。

町といたしましては、今後におきます若者定住におきまして、やはり町が関わる中での、まちづくりの中での若者定住、これは1つには住宅団地の整備等も今後検討、要望もしておるところでございます。引き続き、いわゆる集落のそれぞれ空き家、ならびに集落周辺の、例えば新しい方の住まわれるところがございますけれども、そのことにつきましては、先ほど議員のご質問にありまして、集落周辺の地区計画制度というものがございまして、その利活用も今後検討していきたいと。

また、空き家につきましては、既存集落では、高齢化率が平均では17%を超えておりますけれども、既に集落によっては、高齢化率が30%、若者が出て行かれて空き家になっているところがございまして、このことにつきましては、町で構成

しております地域再生まちづくり懇談会の中でも提言をいただきました。住民の代表の皆さん 20 名の中でも検討していただいたところでございますけれども、結構そのような集落がございます。

今後におきましては、この利活用につきまして、今後その懇談会の中でも検討をいただき、また、町として今後その利用に向けて検討をさせていただきたいと考えておりますので、答弁とさせていただきます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 山田義明議員。

○12番（山田義明） それでは、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで午前10時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 10時30分

再開 10時45分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、辻川芳治議員。

○9番（辻川芳治） 公共施設の効率的活用についてお伺いします。

7月の臨時議会において、竜王町公の施設指定管理者の選定が承認されました。変化を期待していましたが、これまでの委託先である公共的団体に、すべて非公募で指定されました。これまでの実績のみを考慮されたものであり、選定委員会での審議に疑問が残ります。町内有志団体や有償ボランティアの活用についての検討はされたのでしょうか。

施設利用許可とともに利用料金の徴収業務が行える収益的な施設であることを踏まえて、施設の管理運営については、より経費節減と住民サービスの質の向上に努めていただきたいと思います。

そこで、これまでの委託先としての団体と指定管理者としての団体の違いについて、そして、今後の施設管理運営に望むことについて考えをお伺いします。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） ただいまの辻川議員さんからの「公共施設の効率的活用について」のご質問にお答えいたします。

ご高承のとおり、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本町では、既に道の駅「竜王かがみの里」や「竜王町シルバーワークプラザ」について指定管理者制度を導入してまいりましたが、昨年度、

竜王町行政改革推進本部において、指定管理者制度の導入についての基本方針と竜王町公の施設の管理方針を定め、竜王町総合運動公園をはじめとする公の施設について、「管理についての方法と非公募による指定管理者の候補者の選定とする方針」を定めたところでございます。

指定管理者の募集にあたりましては、本来、公募が基本であります。施設の設置目的・利用形態・地域振興などにより、あらかじめ定められた団体を指定管理者とすることが適当である場合や事業の継続性、専門性、特殊性および実績などにより、現受託団体を引き続き指定管理者とすることが適当である場合等につきましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定が可能でございます。

このことから、竜王町公の施設における指定管理者の指定に関する条例第5条の規定の適用とあわせ、財団法人竜王町地域振興事業団ならびに株式会社アグリパーク竜王の設置目的が該当いたします。それぞれの施設の管理を行うこととされており、それぞれの定款や寄付行為に明記され、その業務を遂行するための職員を雇用されていること等を勘案し、社会福祉協議会を含めまして、今回、指定管理者の募集にあたっては非公募とすることにいたしました。

さて、第1点目のご質問の「町内有志団体や有償ボランティアの活用」につきましては、先ほど説明を申し上げましたことから、今回の指定管理者の候補者の選定にあたり、あらかじめ当該施設の管理を受託されている団体を予定しておりましたので、新たな町内の団体や有償ボランティアを指定管理者の候補者とすることは、検討することはいたしませんでした。

それぞれの施設ごとに指定管理者となるべき団体の資格等の要件を定め、法人格等の要件や施設の管理運営を行ううえでの人的・物的管理能力の有無、すなわち同等の施設の管理実績や施策に精通している団体であるかなどの要件を、指定管理者の候補者の選定基準と定めました中で、当該施設の管理受託団体から指定申請書を提出していただき、選定委員会での審査により指定管理者の候補者として選定をいただき、議会の承認をいただいたところでございます。併せて、今回の指定管理者の導入につきましては、町広報9月号で住民の皆さまにも周知をさせていただいたところでございます。

なお、今回の指定管理者の指定期間は、平成21年3月31日までで、その期間中に指定管理を導入したことによる経費節減と住民サービスにかかる効果が十分発揮されるよう指導し、評価をしていく必要がございます。

また、指定管理を導入した公の施設につきましては、収益の向上も大切ではあ

りますが、本来、町民皆さまの福祉の増進を図ることが第一目的であることから、より住民の皆さんの利便を図り、利用を促すことを主眼に置いた施設管理運営に努めていただき、一方では、収益を上げていただくようなバランスを図った中で管理が求められていると考えております。

続きまして、第2点目のご質問の「従前の管理委託を行える団体と指定管理を行う団体の違い。また、今後の施設管理運営について望むこと」につきましては、従前の管理委託を行える団体は、公共団体もしくは農協、自治会等の公共的団体、本町が2分の1以上を出資している法人に限定され、その業務は業務委託契約により町から施設管理を基本に受託されていましたが、指定管理者制度では、法律行為を行うなどの一定の条件を満たす民間事業者を含む幅広い団体を、議会の議決等の一定の手続きにより指定管理者として指定をし、施設の利用許可、利用料金の収受のほか、当該施設の設置目的に記載された事業を実施・運営することができ、より幅広い運用が可能となります。

したがって、本町の従前からの委託先としての団体は、単に委託される施設の管理のみをされ、施設の使用にかかる許可や使用料金の収受については、町が行ってきたところでございます。

これからの指定管理者としての団体は、自らが施設の利用許可を行うとともに、その施設の利用料金の収受を行い、併せて当該施設の設置および管理に関する条例の範囲内で施設を活用した自主事業を展開していただくことが可能となります。

このことから、前段の回答の中でふれましたとおり、当該施設の設置および管理に関する条例の目的に沿った運用を図り、住民サービスの向上と施設の利用促進、効率的な運営と経費の節減、さらには指定管理料の縮減を望むところでございます。

以上、簡単ではございますが、辻川議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 辻川芳治議員。

**○9番（辻川芳治）** 大よその説明というのは前回もお聞きしているのでわかるのですが、少しニュアンスが違った点があるので、また再質問をさせていただきたくはありますが、今回に限り大きな収益が望まれない施設であるということで、本当に収益が望まれたら民間も大いに参加していただけるだろうけれども、今回は、施設の性格から実績を重視されたということには、異論はありません。

と言っても、例えば議論の中で、例えばなのですけれども、妹背の里などであれば地元自治会に委ねるとか、また、高齢者福祉の一環として例えば、デイサービスの施設として使えないかとか、これまでの概念というのを取っ払って、新しい発想とか意見というのは、庁舎内あるいは選定委員会などであったのかというところを教えていただきたいのです。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） ただいま辻川議員さんからの再質問にお答えいたします。

ご質問のように、妹背の里、今回の非公募につきましては、施設の収益性を含めて、そういう施設の特徴を含めて非公募にさせていただいたことは、理解をしていただけたというふうにお聞きいたしました。

そうした中で、妹背の里、例えばでございますが、自治会の指定管理者としての検討、あるいはそのふれあいプラザ等のご質問もございました。また、選定委員会では、そういった意見はなかったのかというお尋ねでございます。

今回、ご回答で申し上げましたように、あくまでも現在受託をしていただいている団体、大きくは地域振興事業団、アグリパーク竜王等の性格から、そういう団体を引き続き指定管理者としていくという、当面はその考えを持っていかなければいけないということから非公募にさせていただいてところでございます。

したがって、妹背の里につきましても、農村運動広場、あるいは総合運動公園、一体的に、現在、地域振興事業団で管理をさせておりました実績がございましたので、引き続き地域振興事業団に指定管理者としてお願いをするとなったわけでございます。

また、ふれあいプラザにつきましても、社会福祉協議会がいろいろな事業をしていただいております中において、今回、社会福祉協議会を指定管理者といたしたところでございます。

なお、選定委員会におきましては、本来、今回は非公募による指定管理者の指定ということで選定をお願いいたしましたので、当然のことながら、その受託団体、いわゆる指定管理者の候補者となる地域振興事業団等には、今後の管理運営につきましていろいろご意見がありました。

ただ、指定管理者の候補者として指定する以外のところを、指定管理者の候補者とする考えはないかというご意見はなかったところでございますので、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 辻川芳治議員。

**○9番（辻川芳治）** 選定委員会は選定するだけであって、そういう議論の場がなかったということだったのですけれども、できれば平成21年3月までに今の指定されたことについて審査も行なわれていると思うのですが、いろいろな町民さんを交えた提案と言うか、そういったものも聞き入れていただけたらと思います。

次に、経費節減とその意識の改革についてですけれども、確かに、これまでの運営にかかる経費というのは、町の歳出に占める割合が高かったと言えないかと思います。管理委託費は年々減少しているものの、今後どのぐらいの額まで町が持ち出しを抑制されようとしているのか。具体的な目標というのがあれば示していただきたいのが1点です。

それと、先ほど広報の話もあつたのですが、あの記事の中では、指定管理者に期待するという部分だけがほとんどであつて、町の施設として設置者としての方針と言うか、そういうものが何か示されていないような気がするので、その辺についてもお聞きしたいと思います。

それと、これまでの委託先の団体と指定管理者としての団体の違いということとは克明に説明していただいたのですが、私は何が言いたかったかと言うと、この意識の違いということをや言いたかったのです。例えば、今回は非公募でこれまでの実績を重視されたりとか、それはもう理解できるのですが、果して、その現場で働いておられる職員さんの意識改革というのは、どのように考えておられるのか、感じておられるのか、その点について再々質問をさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 青木総務課長。

**○総務課長（青木 進）** 辻川議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

まず1点目、先ほどございました平成21年3月までの指定管理者の期間がございまして、ご質問にもございましたように、今後につきましては、いろいろな評価を含めて、新しい指定管理者の期間が切れた時には、またいろいろ検討を加えて参りたいと思います。

さて、ご質問の1点目の経費の問題でございますが、今日まで総合運動公園をはじめ多額の委託料を支払っていたわけですが、それぞれ数値は統計を取っておりますが、自律推進計画あるいは行財政改革の中で、それぞれの受託団体につきましても経費の節減、いろいろな人的な部分も含めまして節減に努めていただいております。

今後、指定管理になりますと、9月以降でございますが、先ほどご質問にお答

えいたしましたように、事業料等はすべて指定管理者の収入となるところでございます。そうした中から、指定管理者としての収入、あるいは事業収入、あるいはそういうものを収入といたしまして、逆に、かかります経費からそういった収入を引いたところが指定管理料ということで、町から指定管理者に支払いをするということでございます。

今後いろいろな部分で細かい数値は持っておりませんが、少なくとも平成18年度の業務委託料よりも19年度・20年度は減少するように、それぞれの指定管理者の責任において目標を持っていただくようお願いをしているところでございます。18年度の委託料から下回る方向で目標額を持っていただいているところでございます。

2点目の町の広報のお話でしたが、設置者としての町の考えでございますけれども、本来、指定管理者は行財政改革、いろいろな経費の効率化ということから生まれてきた制度でございます。指定管理者としてのノウハウを十分活かしていきながら、経費節減に向けて効率的な運営をしていただくように、設置者（町）としても考えを持っておるところでございます。

なお、3点目のご質問でございますが、意識の問題でございます。確かに、選定委員会に指定管理者である申請者から、それぞれ指定管理に向けての方針等を述べていただいたわけでございますが、意識は大きく変わっていると判断しております。地域振興事業団におきましても、当然、選定委員会では、それぞれの申請者からのプレゼンテーションを実施させていただいたところでございますが、それぞれの指定管理者の申請者からは、今後に向けた管理運営の充実、住民の皆さんの利用サービスを図るといふ意識改革は、この制度を導入することを機会に大きく変わっていただいているというように確信をいたしております。以上、お答えいたします。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。9番、辻川芳治議員。

**○9番（辻川芳治）** 合併推進に関する構想の策定についてお伺いします。

平成18年3月末日で県内は13市13町となり、合併の取り組みは現在落ち着いている感がありますが、昨年末より、滋賀県市町村合併推進審議会の審議は継続されているとお聞きしております。自主的な市町の合併の推進に関する構想策定スケジュールによりますと、10月に答申（案）が提出され、今年度中には構想の策定・公表がされることとなっております。審議会からの意見聴取は行われたのでしょうか。

町長の持論である体力づくり、つまり企業誘致や特区取得によるまちづくりは、実現までに長時間を要すること、また、財政面でも厳しい状況であることから、改革の手段として広域的なまちづくりを進めることも必要と感じます。

そこで、改めて近隣市町との連携について、合併についての考えをお伺いします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 辻川議員の合併についてのご質問にお答えいたしたいと思えます。

議員ご高承のとおり、県下市町もこの3月末で13市13町になりました。本町を取り巻く社会的状況も変化をしまいいつてきておるところでもございます。

本年第1回定例会でも答弁いたしました、平成17年4月1日から22年3月31日までの5年間の期限とする合併新法が制定されましたが、県が「市町村の合併の推進に関する構想」を策定するために、「市町村合併推進審議会」を設置されまして、構想を策定することと、その構想に基づき知事が合併協議会にかかる斡旋や調停、協議会の設置の勧告を行うことができるようになっております。

現在、県においては、18年度中の構想の策定・公表に向けて、昨年12月27日に「滋賀県市町村合併推進審議会」を設置されました。この3月3日に第2回、5月11日には第3回の審議会を開催されたと伺っております。

これまでの審議の内容は、県下の市町の合併に関する情報の共有と、将来の見通しの検討をされたようであります。今後の審議会において、合併の組み合わせ案の検討がなされ、秋ごろに関係者からの意見聴取をもとに審議会答申案がまとめられ、その後、知事へ答申される予定であります。

7月の知事選により嘉田新知事が誕生いたしましたことによりまして、若干スケジュールが遅れ気味であると聞いております。

しかし、先の合併調査特別委員会で説明をいたしましたが、合併推進審議会の事務局の滋賀県自治振興課長から申し入れがありまして、8月31日・9月14日に面談をいたしました。県内の合併状況について説明を受け、今後の審議会の予定を聞いたところでございます。第4回は9月21日、以後10月16日に開催の予定であるとのことでありました。

事務局案として、ワンパターンに絞った組み合わせ案を審議会に提示することとありますが、私からは、竜王町としては合併推進審議会の事務局案であっても、滋賀県が提示するという事は、町に何の話もなく、一方的であり、時期

早尚であると返事をいたしております。

また、枠組みの決定にあたりましては、関係市町の意向を十分踏まえ策定する方針であるとのことですが、今のところ、審議会から町への意見聴取は一切行われておりません。今後、各市町への意見聴取をされることと思いますが、関係市町の意見を十分踏まえ、審議会としての答申を策定され、県は審議会の意見を聞いて、「市町村の合併に関する構想」を策定されるようであります。

県においては、合併新法のもとにおきまして、関係市町の自主性を尊重しつつ、必要となる情報の提供やそれぞれの地域の実情に応じた助言をするとともに、市町の合併に向けた取り組みに対しては、引き続き支援をするとのことでもあります。

市町合併問題につきましては、今日までの議論の経過もあり、近隣市町との合併についての話し合いの場においては、議会も同席していただいております。しかしながら、今ひとつ気運の盛り上がりは感じられませんでした。

先に申し上げましたが、審議会の意見聴取も行われておりませんし、また、地域再生を考えるまちづくり懇談会においてもいろいろなご意見もありまして、合併については議論する機会が持てないでいることも事実でございます。

町としては、地域再生を考えるまちづくり懇談会から本年4月に、今後のまちづくりの方向性として、生活拠点都市づくり、若者定住の促進、インター周辺整備についての提言をいただき、現在、この方針に基づきまして調査、研究を深めておるところでもございます。合併する、しないに関わらず、まず町の体力づくりが急務と考えており、実現に向け鋭意努力を重ねているところでもございます。

また、議員のご質問にありますとおり、合併は相手のあることでもあります。行政と議会と住民との相互信頼のもとに十分意見交換を行い進めていかななくてはならないと考えておるところでもございます。住民の理解を得るためには、一定の時間がかかるかと思っておりますが、合併新法の期限を考えますと、今後はスピード感を持った議論が必要であると考えております。

今後、議会合併調査特別委員会、地域再生まちづくり懇談会、竜王の新時代を考える会等でも、精力的に、幅広く、また回を重ねて議論を進めていきたいと考えております。行政といたしましても調査・研究を深め、集約を図ってまいりますので、議員皆さま方のさらなるご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げ、辻川議員さんのお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 辻川芳治議員。

○9番（辻川芳治） これまでも、私はずっと合併のことで何度も質問させてもらっ

ていて、繰り返しが多いのですけれども、町長の答弁もほとんど今までの繰り返しかなという気がします。

先ほどおっしゃられた体力づくりということで、もう一度質問したいのですけれども、まちづくり、つまり今インター周辺の整備に伴う企業の誘致、そういった進捗状況と言いますか、そういうのをお聞きしたいなと思うのですけれども、特に、県版の経済特区の申請、あれから話がなかなか進められていないような気もしないでもないのですけれども、インター周辺については、竜王町だけではなくて近隣のまちやあるいは近隣の大手企業さん、そういった協力も必要であるのではないかということをお聞きしたいなと思うのですけれども、そういう広域的な視野での取り組みというのも本当に必要であるということをお聞きしたいです。

また、もう一方で財政面についてもお聞きしたいのですけれども、平成16年に償還元金の3年間の繰り延べというのでもされたし、この定例会においても、補正では公債費の平準化、つまり返済の引き延ばしと言ったら悪いのですけれども、そういう財政運営の手法の1つとして行われるわけなのですけれども、厳しい状況であることには間違いないかなと感じております。町の事業に必要な経費というのはだいたいどのぐらい必要なものか。簡単に体力づくりのまちづくりと財政面について、再度お伺いしたいのです。各担当の方がお答え願えたら、ありがたいです。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 辻川議員さんの再質問でございますが、体力づくりについてということでございます。非常にこの問題も、大変努力の要ることでございます。インター周辺に、もう既にいろいろな企業の位置づけをするということで問い合わせがございますが、何分にもまだ現地は山のような状況でございます。昨今の企業さんの方も、もう今話をしたら来年には創業したいというような企業が大変たくさんございます。

こういったことで、これに取り組むにつきましては、去年からの問題、造成の問題につきますと、なかなか時間がかかるということで、企業さんの方も、それだけ時間がかかってはちょっと大変だなというようなことで、一思案していただいているのが現在の企業さんの状況でもございます。

しかしながら、このインター周辺につきましては、もう既に皆さん方にもご報告しておりますが、まだ完全な話には至っておりませんが、大部分が周辺は西

武の用地でございます。この用地も、まだ調印をしたわけではございませんが、周辺をひとつ竜王町に提供していただき、竜王町がこういうまちづくりをしたい、こういう事業展開をしたいということの申し入れもさせてもらっております。

こういったことで、一日も早くこの問題も解決しながら、また、産業立地を踏まえて体力づくりを進めてまいりたいと、こういう考えでおるところでございます。そしてまた財政面、また特区につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 辻川議員さんの再問でございます「インター周辺の状況はどうか」ということと、「滋賀県経済版特区の状況はどうか」というご質問でございますけれども、一般質問の中で、次に議員さんの方からご質問いただいておりますので、その時にお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） 辻川議員さんからの3点目の質問で、財政問題についてのご質問がございました。議員ご指摘のとおり、財政運営につきましては、本町に限らず大変厳しい運営を余儀なくされておるところでございます。国の三位一体改革、交付税の抑制等いろいろございまして、本町におきましても、今議会に公債費の平準化につきまして提案を申し上げ、ご承認をいただくようにご理解をいただいております。

ただ、近隣市町村との財政指数の比較でございますけれども、そういうのも比較をいたしておりますが、竜王町は指数的には近隣市町村に比べよい水準を保っておりますが、今申し上げましたように、国の制度の改革等によりまして、大変厳しい財政運営を強いられているところでございます。

経常的な経費はどれぐらいかというお尋ねもございましたが、経常収支比率につきましても、近隣市町よりもやや良好な状態というように認識いたしております。ここに詳しい数値は持っておりませんのでお答えはできませんが、今後もさらに健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

○議長（中島正己） 辻川芳治議員。

○9番（辻川芳治） すみません。そうしたら最終ですけれども、先ほど審議会のスケジュールについては、いろいろ町長からおっしゃっていただいたのですけれども、策定案というのは、公表されるまでに意思表示と言いますか、示すのと、公

表されてからというのと、何か住民さんの受け止め方が違うのかなという気がするのですけれども、先日も地方紙の紙面に、竜王を含めた1市2町の合併という見出しがあったのですけれども、これはあくまでも個人発言ですから、何の影響力も効力もないのですけれども、やはりマスメディアによって住民さんが左右されるということ、そういうことは話だけが先行していくことによって、住民さんの不安も高まるのではないかと思いますので、この点について、ひとつお伺いしたいのと、最後に、町長はいつもおっしゃるように、合併は相手のいること、また町民さんの意向に基づいてというのは前からもおっしゃっておられるわけなのですけれども、先ほど言われた地域の有識者、各代表である地域再生まちづくり懇談会、あるいは先ほど言われた竜王の新時代を語る会、こういった組織の活発な議論というのは、本当に早くしていただきたいという望みもあるのですけれども、そういうことも含めて、先ほど町長がおっしゃったように、期限が平成22年までだから、スピード感を持ってということをおっしゃられたのですけれども、将来の展望、方向を示す時期というのは、もう今あるのではないかと思うのです。これは前もお聞きしたのですけれども、最終の質問にさせていただきます。よろしくをお願いします。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 辻川議員さんの再々質問にお答えをさせていただきます。

非常に合併問題は、我々のみならず、議員さん、町民の皆さん方、非常に関心の高いことでございます。いろいろ先般もある新聞が報道されておりますと、住民の皆さん方が「もう決めてあるのか」というようなご指摘もございました。そのようなことでございますので、先ほども申しましたように、県の課長が来られまして、この21日には新聞報道に出すのだと、公表するのだというようなことを言われまして、それはちょっと待ってくれと。我々は、まだまだ議員さんにも住民の皆さん方にも、そのような方向性は何らまだ話はしておりません。そういうことで、それは一切報道してもらったら困るということで、お断りをしておりました。それはしないということで返事をいただいておりますが、町といたしましても、合併新法の期限も決まっておりますし、竜王町が果してこのままで、どのような方向で合併して、町の幸せができてくるのかということをも十分議論していかなければならないと思っておりますし、また、今日まで近隣の調査もしておりますが、再度それぞれの方面に近隣のいろいろな状況を調査してくれというようなことで指示も出しております。そういった中で、議員の皆さん方とともに議論を重ねながら、方向性を示していきたいと思っております。

合併に対しましては、非常に慎重に考えていかなければなりませんし、そのようなことで議会の皆さん方もご理解をしていただきたいと思いますので、皆さん方のさらなるよりよい知恵をお貸しいただけるように、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○9番（辻川芳治） 終わります。

○議長（中島正己） 次に、2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 今期定例会に3問の質問をさせていただきます。

まず1点目、滋賀県版経済振興特別区域「竜王町区域」の計画についてお尋ねをいたしたいと思います。

前回、第2回定例会におきましても質問をいたしたわけですが、竜王インターチェンジを核として進められております竜王町経済振興特別区域の認定に向けての業務の進捗状況を伺いたしたいと思います。

竜王町の特區については、前回6月議会の答弁では、7月下旬県に申請され、8月に認定審査を受けられると、9月に認定されるという予定でしたが、7月20日より知事も替わられております。現時点で進んでいないということですが、今後の申請審査また認定の見通しについて、お伺いをいたしたいと思います。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 川嶋議員さんの県版特区に対します業務の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

議員ご高尚のとおり、滋賀県では、地域経済の活性化と県全体の経済振興を図るため、地域の特性を活かした力強い、あるいはモデルとなるような産業施策の実施が見込まれる地域を特区と認定し、区域と期間を限定して集中的に支援しようとする、県レベルでは全国初めての試みとして、平成16年度から平成18年度までの間、制度化され取り組んでおられます。

これまでに大津市・草津市の「びわ湖南部エリア新産業創出特区」、長浜市の「長浜バイオ・ライフサイエンス特区」、米原市の「滋賀統合物流センター特区」、高島市の「びわ湖里山観光振興特区」など4カ所が認定されており、県の方針として、あと1、2カ所を今年度で認定する予定であると聞いております。

本町におきましても、1日約2万台の利用がある名神竜王インターチェンジを抱え、近畿中部圏域の中間点に位置することや、全国展開をしている工場も集積していることから、この周辺を中核としたまちづくりは不可欠と考えております。

また、長年にわたります民間リゾート開発計画の白紙により、町のこれからのまちづくりの計画の見直しも余儀なくされております。

このことから、町の基幹産業である農業の活性化、商業施設等の誘致、竜王インターチェンジを核とする物流機能の強化、企業の事業拡張に対する支援等を通じて、産業活力を高め地域経済の活性化を図り、住民の健康、雇用の確保を図りたいと考えております。

計画の内容といたしましては、特区が5年間の支援期間を設定していることや地域経済の活性化が目的であることを念頭に置き、本町が地域再生計画の認定を受けていることなど踏まえ、「環境」、「経済」、「大学との連携」を切り口とし、県の商工政策課経済振興特区推進室の指導もいただきながら、参画予定企業との調整を行っているところでございます。

なお、特区の認定までのスケジュールにつきましては、最新の県の情報では、今年度が認定申請受付の最終年度でもあり、県では、現在、各市町の計画策定の進捗状況などを踏まえ、申請の受付時期や審査会の開催時期について検討されていると伺っておりますが、時期等は未確定であると聞いております。

また、7月20日に嘉田新知事に替わりましたが、地域経済のリード役となる民間活力を地域資源を活かした産業振興対策にしっかりと取り組み、力強い産業づくり、若い世代にも魅力ある滋賀づくりを進めることを明言されており、この県版特区制度についても今年度が申請受付最終年度ではありますが、引き続き制度を実施されることを確認しております。以上、川嶋議員さんへのご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） ただいま、県は「引き続いて」ということであるわけなのですが、新聞紙上に載っておりますが、県全体の事業を洗い直すということのようでございます。

洗い直しについては、有識者会議というような形の中で、先般9月13日に開会されたと聞いておるわけでございます。これにつきましては、傍聴もできるし、また、傍聴の方にも意見を聞くというようなことも書かれておるわけでございます。

そういうようなことで、この事業がその洗い直しの中に入っておるのかどうか。その点もわかればお聞かせ願いたいと思います。そういうことで、もしこの事業が廃止されるということになれば、町単独でやらなければならないわけござい

ますが、その点についてのお考えもお聞きいたしたいと。よろしくお願ひします。

**○議長（中島正己）** 佐橋総務政策主監。

**○総務政策主監（佐橋武司）** ただいま再質問の中でございました県の事業の見直し、洗い直しの委員会が、去る9月13日に開催をされておまして、この委員さんにつきましては、大学の先生なり県民の代表の方、また市町代表ということで、私も県の方から指名がございまして、その1人の委員でございまして。会議には、初会合に参加をさせていただきました。

今後の全体的な洗い直し事業につきましては、本年度末を目途に、精力的に各委員会を小グループに分けて編成をしていきたいというようなことで説明を受けたところでございます。

県の事業は、現在約2,000事業余りあるように説明を受け、聞き及んでおりますが、各部局から一通り説明を受けながら、必要であれば再度説明を受けるといような形のやり取りを十分やらせていただく中で、その事業ごとの評価等をまとめていこうというような作業でございまして。

なかなか初会合でございましたので、全体のスケジュール等の説明がございましたが、これからいよいよ今申し上げました専門部会で精力的に詰めていくというようなことでございます。

したがって、今のご質問がございまして県版特区につきましても、当然、県の事業でございまして、担当部局の商工観光労働部の方から説明を受けるといように予想しておりますが、これもまだ関係の資料等は提示されておきませんので、はっきり申し上げるわけではございせんが、今の段階では当然説明があるかと思ひます。

また、こういった中身につきましては、随時、議会の方にもご報告を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございまして。

**○議長（中島正己）** 川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 先ほど小西課長から、3年の中での本年度が最終だということであるわけでございますが、今の主監の話では、この見直しそのものはこれからやるということでございますので、最終は来年度中にといように書かれておるわけなのです。

そういうことで、果して今、竜王町が継続しております事業が見直しに入るといことになれば、一年延長といような形にもなるのではないかと思ひますので、その点、もしわかればお聞きいたしたいと思ひます。

○議長（中島正己） 佐橋総務政策主監。

○総務政策主監（佐橋武司） 今も申し上げておりますように、18年度末には、全事業の2,000事業の洗い直しが一定の目途が出るというように聞いておりますので、そういった状況を踏まえて、新しい知事さんが最終的にご判断されるであろうかと予測をします。

したがいまして、従来の国松知事さんのお進めになりました滋賀県版の経済特区が、若干、新しい知事さんのご意見が入って、もう少し拡充されるか、一部見直しをかけられるか、そういった点は最終的なご判断が出てこようかと思えます。県の担当部局から聞いていますと、新知事もこういった方面については、産業振興は力を注いでいきたい。また、県も竜王町以上に非常に財政難でございますので、企業からの税収もしっかり見込んでおるということで期待もされておるということでございますので、そういうことを抱き合わせをしますと、当然、新知事版の経済特区が誕生してくるかと思われまいますので、その辺を視点に置きながら、竜王町行政もしっかりとチャレンジ、エントリーをしていきたいという判断をしておりますので、また詳細につきましては適宜ご説明を申し上げ、ご理解もいただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（中島正己） それでは、次の質問に移ってください。2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 2点目につきまして、お伺いいたしたいと思えます。少子化対策についてお伺いいたします。

ますます深刻化する少子化について、前回定例会におきましてもお伺いいたしたわけですが、1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、2005年は1.25人、前年を大きく割り込んだわけですが、5年続けての過去最低というように聞いております。各都道府県におきましても、さらに市町村においても下がっておるといような状況でございます。

現在の出生率の水準が続くことは、人口減少を早め、経済成長の純化・社会の活力低下につながり、年金など社会保障制度に与える影響も大きいと思えます。一向に歯止めがかからない少子化に、国・県・地方自治体も焦りを募らせておるところでございます。

つきましては、国の「少子化社会対策推進専門委員会」がまとめられた新たな少子化対策の内容についてお聞きいたしたいと思えます。さらにまた、町では町全体の総合施策として「少子化対策推進本部」を設置されて、少子化対策および子育て支援の推進に努力をされているところでございますが、本部会議の取り組

みの方法等具体的な内容および対策についてお聞きいたしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 川嶋哲也議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今年5月に国の「少子化社会対策推進専門委員会」がまとめられました新たな少子化対策の内容についてございますが、今後の少子化対策に関する基本的な考え方を整理する中で、『子ども・子育て応援プラン』に掲げられました3つの課題であります「地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、経済的支援」を中心といたしまして、現状と今後の施策の方向について結果をまとめられております。

その中で、特に地域のさまざまなネットワークの中で、互いに支え、支えられという関係の中で、孤立化しないで子育てができる基盤整備および若い世代が安心して仕事と子育てを両立できる就業環境の整備が、日本社会の子育て環境を変えるために不可欠であると述べられております。そして、前者2つの取り組みを強力に推進する中で、子育てに関わる経済的な負担の軽減を含めた総合的な取り組みの諸施策を、可能な限り具体化するように提言されています。

この提言を受けまして、6月に国の少子化社会対策会議では、新しい少子化対策につきまして、第1点目は、子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を国・地方公共団体・企業・地域等、社会全体で支援をしていく。

第2点目は、親が働いているいないに関わらず、すべての子育て家庭を支援するという観点も加えて子育て支援策を強化し、在宅育児や放課後対策を含め、地域の子育て支援を充実する。

3点目に、子どもを産み育てる人が就業などにおいて不利な立場に陥らないよう、仕事と子育ての両立支援の推進や、子育て期の家族が子どもと過ごす時間を十分に確保できるように、男性を含めた働き方の見直しを図るということ。

それから、第4点目に、親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含めて総合的な対策を講じる。

それから、第5点目といたしまして、就学期におきます子どもの安全確保に関する抜本的な対応や、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化に取り組むとともに、特別な支援を要する子ども、およびその家族への支援を拡充す

るといふ、以上5つの視点を踏まえまして、子ども子育て応援プランの推進を併せまして、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じつつ総合的に子育て支援策を講じるとともに、働き方の改革についての施策を強化・拡充される予定です。併せまして、社会の意識改革のための国民運動を推進されます。

次に、竜王町の少子化対策推進本部での取り組みの内容および対策についてでございますが、現在まで主監・課長などで構成をしております本部会議を4回開催しております。町の行政執行方針に掲げられております「都市核づくり（中心核づくり）」、それから「若者定住（人口増）」、それから「インターチェンジの活用（雇用の創生）」、この3つの柱に基づきまして、少子化対策子育て支援の3本柱といたしまして、「住環境整備（主にハード面）」ということ、それから、「仕事・家庭・地域（主に社会の制度や意識改革）」、それから、もう1つが「給付サービス（主にソフト面）」、この3つを掲げまして、委員を3つのグループに分けてまして、グループごとに検討・提案をいただいております。

それぞれの提案を持ち寄りまして、本部会議で事業の優先度を掲げまして、すぐに実行するもの、次年度に予算化をしていくもの、長期的に考えていくものについて調査・研究をしているところでございます。

今後、提案されました内容につきましてさまざまな視点から再度考察をいたしまして、関係課の連携を図る中で事業を推進していきたいと考えておりまして、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） ただいまも若者定住の話も出てきておるわけでございますが、IBMのグラウンドの住宅化についても進んでおらない。今後なかなか進まないだろうという予測もあるわけでございますが、まず、先ほども少し一般質問の中にも出ておりましたけれども、集落の周辺の利用、これをやはり進めていただくべきではないかなと思うのですけれども、やはりできることなら、それを優先した形での取り組みをしていただく必要があるのではないかなと思うのですけれども、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、町の推進本部でどのようなご意見があったかわかりませんが、医療費の中学校までの完全無料化というのが、最近、野洲市あたりでも出てきておるように聞いておりますので、それについての考えも早急にまとめていただければありがたいと。

それから、出産祝金の話でございますが、たぶん福井県あたりでは、第3子以後については100万円というような大きな数字をあげられておるように聞いております。これも一度調査をしていただく中で、さらにそういう面も含めて推進本部で検討をいただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

1点目の若者定住についてのお考えだけ、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 川嶋哲也議員さんの再質問でございます。

まず、1点目の「集落周辺の利用を進める」ということで、先ほど政策推進課長からも話がありましたが、うちの方の少子化対策推進本部会議の中でもこの話が出ております。やはり若者が定住をするのが一番だろうなということで、その1つとして、既存の地域にそういう建物を利用することももちろんなのですが、やはり既存の地域の住宅の整備を今後していきたいというような若者定住の中の部会の中の話にも出ておりますので、今後その辺にも力を入れていきたいと思っております。

それから、2点目の医療費中学校までの完全無料化と、それから3番目の出産祝金につきましては、議員さんの提案はお聞かせいただきました。今後、調査・研究をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 川嶋議員さんの再問の中に、IBMのグランド予測ということでご質問がございました。今現在、滋賀県の方へ公社の施工ということで要望しております。県の方から価格提示がされましたけれども、今現在、価格提示の方で難航しておりまして、今現在止まっている状況でございます。

それから、集落周辺の利用を優先すべきではないかというご意見がございました。今も松浦課長の答弁がございましたけれども、少子化推進本部の中での部会の中での意見等もございまして、ただ、集落周辺の利用につきましては、やはり優先性を考えていくべきではないかという考え方をしております。

例えば、新家をつくる時にそれができやすい状況をつくっていくという条例でございましてけれども、しかしながら、これとて、やはり地元との調整が必要になってきます。そういう面で、今後におきましては、地元との調整も図りながら、やはり集落周辺の利用について考慮・検討しておりますので、ご回答とさせていただきます。以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 佐橋総務政策主監。

○**総務政策主監（佐橋武司）** IBMの跡地利用につきまして、若干補足を私から説明をさせていただきたいと思えます。

このIBMの土地利用につきましては、前回、全員協議会でもお話を申し上げておりますように、将来の土地利用を見ますと、当然、住宅の整備が必要な場所というように町の方では考えておられて、そういった中で、町ができるノウハウを持っておられないということから、県の方をお願いをし、住宅公社と県とそして竜王町といろいろ話をさせていただいたわけですが、最終的にIBMとの価格提示で折り合いがつかなかったということがございます。

引き続き、町としては、あの場所は将来も見込みますと、工業を導入する場所ではございませんので、やはり住宅用地として町の位置づけは変わらず取り組んでいきたいなということを考えておりますので、公的な機関の受け皿ではなく、やはり民間の力も借る中で、住宅整備も取り組んでいければなということで、そういった面も今現在調整をさせていただきまして、関係機関にもご相談を申し上げていきたいというようなことで、そういった手法で住宅整備に町として取り組めればなという考えもさせていただいておりますので、内容につきましては、また具体化になりましたらお話を申し上げたいと思えます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○**議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで午後1時まで暫時休憩いたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

休憩 11時52分

再開 13時00分

○**議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、川嶋哲也議員。

○**2番（川嶋哲也）** 3点目の質問をさせていただきます。「エコタウン＝環境共生型まちづくり」の取組みについて。

「竜王町エコタウンプラン行動計画報告書」の理念として、環境と共生をめざすまちづくりであるエコタウンは、これからの地域のあり方を考える上で欠かせない条件となりつつあります。とりわけ豊かな自然環境と田園空間を有し、同時の多くの人々の生活発展が求められている本町にとっては重要な課題であり、かねてから展開してきた様々な環境への取組みを踏まえつつ、エコタウンの一層の推進を図っていく必要があると明言されています。

つきましては、エコタウンについて、今日までの推進と取組みの内容、およ

び今後行政が特に取り組んでいこうと考えておられる内容についてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 川嶋議員さんの「エコタウン＝環境共生型まちづくりの取り組みについて」のご質問にお答えさせていただきます。

ご高承のとおり、竜王町におけるエコタウンの取り組みにつきましては、平成13年度に策定されました「第四次竜王町総合計画」の中で、田園文化に彩られたまちづくりに向けてのシンボルプロジェクトとして、初めて「環境共生型まちづくりプロジェクト」が位置づけられました。

平成14年度には、本プロジェクトを実現すべく、膨大な化石燃料の消費による地球温暖化進行という問題において、再生可能な身の回りにあるエネルギーを見直し、地産地消と資源循環を目指した「竜王町新エネルギービジョン」を策定しました。

平成15年度には、従来より取り組んでいただいております廃食用油回収システムをさらに推し進め、バイオディーゼル燃料（BDF）へ精製可能なプラントを町独自で導入し、地産地消を具体化しました。また、廃オガ粉・もみがら・剪定枝など「木質エネルギー源」（いわゆる木質バイオマス）についての、その利活用プランの調査研究も行いました。

平成16年度には、資源のみならず竜王町の地域特性を生かした「環境」に意識したまちづくりを推進するため、住宅、生活拠点、エコ農業、エネルギーのほか環境・教育、エコライフ、まち・景観を包括した「竜王町エコタウンプラン」を策定いたしました。

平成17年度には、議会議員をはじめ住民代表、農業関係者、事業所関係者、学識経験者の皆さまを構成メンバーとした竜王町エコタウンプロジェクト推進委員会を設置させていただき、「竜王町エコタウンプラン」の具体策や着実な推進を行うべく、分野別に年次計画を立て、定期的にチェックする要素を盛り込み、町の各担当部局におけるヒアリング結果も反映させた「竜王町エコタウンプラン行動計画」を策定いたしました。

本年度では、「竜王町エコタウンプラン行動計画」の初年度として、各分野における担当部局への「環境に配慮した」意識づけを強化すべく、8月に「竜王町エコタウン庁内推進委員会」を配置いたしました。

行動計画にあります年次単位における事務事業が具体的に実施・実現が図られ

るよう、内部調整を図りつつ、それぞれの事務遂行における「エコ」への配慮が浸透すべく推進を図ってまいります。また、進行管理として議会代表者、住民代表、農業関係者、事業所関係者、学識経験者を構成メンバーとした「竜王町エコタウン評価検討委員会」を設置させていただき、町民の皆さまをはじめ関係各位のご意見を賜り、「まちぐるみで環境と友好関係にあるまち」を実現できるよう努力してまいります所存でございます。

エコタウンプランを具体化するためには、行政として地域再生のまちづくりにおける重点施策として、総合行政の体制で推進を図る必要があります。そのためには、職員一人ひとりの「エコ」意識の浸透と、事業遂行における配慮が不可欠であります。また、町民の皆さま方や各事業所におきましても、環境（エコ）を意識した日常生活や地域活動・事業活動に取り組んでいただくよう、啓発活動に努めたいと考えております。

なお、廃食油からBDF利活用につきましては、公用車のみならず農耕用トラクター、コミュニティバスでの活用を拡充し、現在の円滑に資源循環を行っております。

今後ともエコタウンの実現に向けて、エコタウンプラン行動計画に基づき取り組んでまいりたいと存じますので、さらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。ご質問の「エコタウン＝環境共生型まちづくり」の取り組みについてのお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 具体的な計画を示してほしかったわけでございますけれども、例えばこの計画の中に現在取り組んでいただいております中学校の大規模改造の中で、特に今まで議会での協議の中でも出ていたわけでございますけれども、現在取り組みの中で工事として考えておられる内容を再度お聞きしたいわけでございます。

特に太陽光発電については、国の補助等もなくなったように聞いております。個人の家でもそういう計画もなされておる家もあるように聞いておりますが、できることならそういうものについて、町としての支援もお考えいただきたいと思うのですけれども、その点についてお聞きいたしたいと思っております。

○議長（中島正己） 村地教育次長。

○教育次長（村地半次郎） 川嶋議員さんの質問にお答えします。

中学校の大規模改造事業におきましては、議会全員協議会や総務教育民生常任

委員会で説明させていただいておりますが、今回の計画では、大掛かりなエコ事業は取り入れられておりません。取り入れませんが、階段の手すりとか出入り口の段差解消、「人にやさしい福祉環境事業」とか、ご質問のエコロジー事業としましては、省エネルギー製品としまして7品目、リサイクル製品としまして15品目、クリーン製品として22品目を取り入れております。

なお、改造計画が2年間にわたる関係上、来年度に向けまして財政当局と協議する中、学校現場とも協議して、教育的な配慮したエコ事業を検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** 川嶋議員さんの「エコタウン＝環境共生型まちづくり」の中における太陽光利用についてのご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

先ほど議員さんも申されましたように、現在、今までございました太陽光につける国の補助はないというように聞いております。しかしながら、竜王町の3本柱の「若者定住（住宅への施策）」の取り組みの中で、エコタウンプラン計画の中にもありますように、住宅の整備計画の中において、この太陽光システムを検討するというございますので、住宅施策の方の進捗状況を見合わせまして、その中で担当の課と調整させていただく中で、太陽光システムの導入について検討させていただきたいと思っております。以上、お答えとさせていただきたいと思っております。

**○議長（中島正己）** 川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 太陽光発電については、前向きな取り組みということでございますけれども、教育現場においてもある程度、改良しようということであれば、太陽光発電も視野に入れた中で、ぜひ設置ができないものか。その点について教育長さんか町長さんからお答えがいただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

**○議長（中島正己）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 今の川嶋議員さんのご質問に対してお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、今、「エコ」ということは非常に世界挙げていろいろな取り組みをしております。今年・来年度の大規模改修の中でございますけれども、これはいずれきちんとそのことを考えていかなければならないなという思いをしております。

当面、幼稚園や小学校の耐震もしていかなければなりませんし、中学校の第2体育館の跡地も何かを考えていかなければならないと、そういった中にこういったものを大事に考えて、今後の取り組みにしていきたいという思いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） わかりました。ありがとうございました。

○議長（中島正己） 次に、3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 平成18年第3回定例会一般質問、3番、勝見幸弘。地籍調査について質問させていただきます。

竜王町における予算書・決算書の中から「項」企画費の「目」地籍調査費がなくなったのは、平成16年度からでした。地籍調査は、昭和26年に制定された国土調査法、昭和37年に制定された国土調査促進特別措置法に基づき、現在も第5次国土調査事業十箇年計画で推進されていると聞いております。

そこで、お尋ねいたします。1. 平成15年度までの竜王町の取り組み状況はどうだったのか。2. なぜ16年度以降取り組まれなくなったのか。3. そもそも地籍調査とは何か。何のためにするのか。4. 現在、途中でストップしているところはどのようにするのか。5. 今後新たな取り組みはしないのか。

現況と公図が違ふために事業が進まず、まちづくりにも大きな影響を与えるという現実も踏まえ、個人の財産を守り、無用のトラブルを事前に避けるための行政の責務という観点からも、わかりやすく、丁寧にご回答いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 勝見議員さんから地籍調査に関してのご質問をいただきましたので、お答えします。

1点目、平成15年度までの取り組み状況についてでございます。本町においては、昭和61年から国土調査法に基づき地籍調査事業に取り組んでおります。

今日まで、町内8集落について認証および登記所送付を完了しており、現在、川守・岩井・田中地区について一筆調査に基づき地番・地目などにより、地籍簿案作成に向け努力しているところでございます。

2点目、16年度以降の取り組み状況についてであります。先にも述べましたように、現在3地区（川守・岩井・田中）においては、作業途中でありますことから、新規地区への採択については見合わせており、事業費として委託料等は予

算化しておりません。

3点目、そもそも地籍調査とは何なのかというご質問です。地籍調査事業は、国土調査法に基づく国土調査の1つであり、各筆の土地について、その所有者、地番および地目の調査ならびに境界および地積に関する測量を行い、その結果を地図および簿冊に作成することを言います。

地積調査の成果は、土地保有に関する権利の保全や境界の明確化に役立つだけでなく、官民境界先行調査による登記手続きの簡素化や、分筆登記申請に要する費用負担の軽減が図られるものであります。

4点目についてでございます。現在作業途中であります川守・岩井・田中地区の事業の進め方につきましては、残りの工程作業として地籍簿案を完成した後、地権者の皆さま方一人ずつに、記入ミスや杭の数、結線ミス等がないかを確認していただく仮閲覧を進める予定であります。

しかしながら、この最終段階の工程を進める中で、地域によりさまざまな課題があり、仮閲覧までには時間を要するものでございます。大きな要因としましては、現在の土地登記簿および公図は土地の実態を必ずしも正確に反映したものになっていないところもあります。現在の公図等は、明治初期の地租改正事業の調査記録をもとにしたものが多く、面積が正確でないことはよく知られておりますように、現況と大きな食い違いが生じているものもあり、境界決定を行う時には利害関係に影響を及ぼし、双方の合意を得ながら進めていかねばなりません。

このことから、それぞれの地区の推進委員会役員さんと共に慎重に進めていくことが肝要でありますので、引き続き事業の早期完了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

5点目、今後の新たな取り組みについてでございます。今後の新たな取り組みとしては、現在作業途中の地区の早期完了の目途がつき次第、新規地区への取り組みに着手したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 3番、勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 地籍調査の作業工程には、アルファベットのA工程からA・B・C・D・E・F・G・Hまでの工程があるというふうに聞いております。今現在、3集落が途中だということですがけれども、どの工程まで進んでいるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

A工程・B工程につきましては計画準備で、E工程というのが一筆地調査とい

う内容になっているそうです。一筆ごとの土地について、所有者・所在・地番・地目および境界を調べる工程です。特に境界の調査では、所有者の立会いのもとに土地の境界杭が打たれますと。この工程がひょっとしたら課題があるとおっしゃったことなのかなというふうに推測するのですけれども、どうなのか、お答えいただけたらありがたいです。

それから、もしそのことが理由で終結ができないということであるならば、その部分を除いて終結させることはできないのかどうか。この辺もお答えいただけたらありがたいです。

なお、平成13年まで私が調べた範囲ですけれども、平成10年から13年までは、国の補助もいただきながら500万円から1,000万円の予算を使って、この地積調査を進めてこられました。それが14年度になりますと234万円で、まだたくさん出ているのですけれども、15年度は41万3,000円という数字になって、16年度は予算すら付けられていないという状況でした。この予算が付けられていない状態で、今おっしゃったその3集落の部分についてをどういうふうに進めようとされるのか。再度の質問としてお答えいただけたらありがたいです。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま勝見議員さんから何点かのご質問をいただきました。

まず1点目、作業工程についてであります。先ほどお話がありましたように、地積調査をするには、A工程からH工程までという工程がございます。A工程につきましては事務手続きの関係とか、B工程につきましてはそれの準備関係ということで、実際にはC工程からということで、地積図の図根点の三角測量、G工程が地積図の多角点の測量、E工程が実際に現場に入っの一筆の調査でございます。F工程が、その地積の細部の測量があります。G工程が地積の測定で、最終H工程で、地積図および地積簿の作成ということになっています。

現在残っております川守・岩井・田中地区であります。それぞれいろいろな状況がございまして、E工程の一筆調査の関係で止まっている部分も一部はありますし、また地積図および地積簿の作成段階で一部止まっているということで、いろいろな要因が<sup>ふくそう</sup>輻輳してございまして、なかなか進んでいないというのが状況でございます。

特に、現在どういう原因だということを言いますと、利害関係がありますので、ここでなかなか説明はできないところがございますが、地域に一部入りまして、

いろいろな関係者の方とか、進め方についても今日まで進めをしてきているというような状況がございます。

それで、そのような部分を除いてはどうかということがございます。その部分を除いてということで今日まで聞いておりますが、最終、一度地元に入って話をしておよと思っております。と言いますのは、その部分を除いて完了しますと、そこが残ります。残った場合に、地域の方が、そこはなぜ残っているのだと。そこが残るということは、そこが何らかの形で今後尾を引いてくるということで、地元の方も、隣接の方ともトラブルと言うか、いろいろなことが生じることも考えられますので、できればあまり残したくはないのですが、そうすると、なかなか前に進まないということも聞いておまして、これにつきましても地域の皆さんと十分に議論をしながら、ここはもう未了にしようということで、ご理解をいただいたら未了しながら、その関係の地権者の方も含めながら、その了解の中で進めをしていきたいと思っております。

特に地積調査につきましては、竜王町は昭和61年からずっと進めておまして、予算も測量代などいろいろなことでつけました。そこで、14年度にも最終、地籍簿などをつくるのに測量関係などの予算もついておりましたが、16年度からは、かなり利害関係の多い未了部分がありますので、予算はつけずに地道に、とりあえず解決しようということで事業をしてきておりましたので、16年度からは予算の執行がないということでもありますので、今後におきましては、まず一歩前に進めながら動きたいと思っております。

予算化につきましては、もう少し状況を見ながらと思おまして、残りは、あと地積図の関係など一部でありますので、新年度の中でも対応していければと思っております。とりあえず、今につきましては、残っております3事業につきましてその方向性を、何とか地元の方のご協力を得ながら見出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 今議会の去る15日の地域創生まちづくり特別委員会の中で、鏡山面西線の道路改良についての調査活動がありました。この問題は、道の駅から元竜王スケート入り口辺りまで、既に町道認定をされておりますけれども、道路がない状態でございます。ですから、『道路改良について』というような表題になっていたのだと思うのですけれども、道の駅の利便性を高めて誘客を図ることも、また、国道8号線の渋滞緩和にもつながり、大変望まれているところで

す。

その委員会の中で、「なぜ進んでいないのか」という質問に対して、「公図困難のために」との説明がありました。委員の中からも、「地積調査はどうなっているのか」と、そういう発言もございました。このことは、まさしく現況と公図とが違うために、事業が進まず、まちづくりにも大きな影響を与えているということだと思います。

当然、16年度以降も取り組まれていたとしても、鏡地先まで進むことは無理だったということは思いますけれども、地積調査を進めなければならないという姿勢、行政の責務、まちづくりにおける責任、こういったことから考えても、地積調査を進めていくということについては、これは行政の責務だろうと考えるわけですが、一番最初の質問にも、最後、そういう観点からご回答いただきたいという質問をしておりましたけれども、そのことについての回答がなかったもので、そのことについてどう思うかということについて、ご回答をいただけたらありがたいです。よろしくお願いします。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 再度の質問で、地積調査に取り組む町の姿勢ということでございます。

当然、地積調査が完了すれば、それぞれの土地が確定でき、今後の土地に関する事柄を容易にすることができます。今も話しておりましたように、いろいろな今後の道路用地買収につきましても、スムーズに進むということは明白であります。一日も早く、全町仕上げたい方向はあります。

しかしながら、土地への愛着は大きいものがございます。それで、地域に入れば事として進まない。いろいろな利害関係がありまして進まない。進まない地域をいくつもつくってしまうと、ますます混乱することがございます。でも、しかしながら、町としてやはり住民さんの土地を守るということを考えると、個人さんも守っていただきたいのですが、町側としても土地を確認するというので、今後、事務の進め方も検証しながら完成の速度を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** それでは、次に質問に移ってください。3番、勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 「問題をいくつも残すからやらない」ということでは問題かなと思うのですけれども、次の質問に行きます。

インター周辺地域の企業誘致について。昨年度に取り組まれた「竜王町の地域

再生を考えるまちづくり懇談会」でも3つの柱のうちの1つでもありました、竜王インターチェンジを生かした産業立地についてお尋ねいたします。

周辺の未活用の土地は、土地条件が優れているので、問い合わせはあるものの、半年や1年で工場が建設できないとわかれば、ほかを探す企業が多いとお聞きます。進出を希望する企業が造成やインフラ整備の整った土地を求めているのであれば、このままいつまで待っても進出企業は見つからないのではないかと思います。思い切って先に造成やインフラ整備を進めるお考えはないのか、お伺いいたします。

また、その手法についてもどのようにお考えか、お尋ねいたします。①今までどおりの地権者の組合による整備か。②町が主体となつての整備か。③民間のデベロッパーに任せるのか。

企業のニーズがスピードであるならば、それに的確に応える施策が求められていると思います。当然リスクは考えられますが、このまま未活用であり続けるリスクと、どちらが大きいかを考えるべきであろうと思います。このことも踏まえてのご回答をお願いいたします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 勝見議員さんの「インター周辺地域の企業誘致について」のご質問にお答えさせていただきます。

竜王インター周辺の小口地先の34haにおきましては、平成10年に工業地域として市街化区域に編入し、土地区画整理事業を推進するため、地権者が区画整理組合準備会を設立されておられますが、当時は経済活動が低調で、進出企業も見つからないままでの事業化への英断は不安があるとのことで、推進が一時中断されているところでございます。

議員ご指摘のとおり、このまま未活用であり続けるリスクと、工業団地として開発をし企業誘致を推進することのメリットとを比べると、個性あふれるたくましいまちづくりに取り組んでいる本町といたしましては、積極的に企業誘致を進めるべきであると考えます。

現在でも、竜王インターチェンジの優位性や大手自動車工場の部品のモジュール化の推進による関連企業の集積化によって、今日では、いくつかの企業から進出するにあたっての問い合わせがある状況ですが、進出を打診する企業からは、今すぐにでも工場が建てられる造成済みの土地を希望する声が多く、現在の小口地先のような現況山林の未整備の土地では、スピードを要求する企業としては、

進出決断がしづらい状況にあります。

このことから、これまでの経過を踏まえ、地元自治会役員さんと地権者の方々の意向を尊重するべきと考え、去る7月下旬に地元小口公民館において、地元役員さんと地元地権者の方々にお集まりをいただき、町として、町道小口八重谷線の南側約13haの区画について、町が主体となって工業団地としての開発を進めていくことについて協議をし、基本的な合意を得たところでございます。しかしながら、地元地権者の意向等不一致なところもあり、時間を要する状況であります。

今後、本町としましては、これらの課題の解決と工業団地の実現に向け、県や関係機関とも情報を密にしつつ、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上、勝見議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 先ほどの山田議員や辻川議員の再質問が出た時には、私は、先に通告しているのになと思ひながら話を聞いておりましたが、わりとしっかりと答えていただきまして、ありがとうございました。

今日の新聞に、『シャープ亀山工場第2増強、年内にも前倒し検討』と書いています。非常にうらやましい話だなと思って見ておりました。竜王へも進出を予定されていて断念された企業がいくつかあると聞いておりますし、その状況を教えてくれというような発言もございましたけれども、死んだ子の歳を数えてもしようがないなという気もいたしますので、このことを教訓に今後どう進めるのかということを議論していかなければいけないと、私はこのように考えます。

そこで、もう少し突っ込んだ話をさせていただきたいのですけれども、この13haぐらいの土地を町が工業団地として整備していきたいということについて、今進めているのだという話でしたけれども、その中の地権者には、さまざまな思いの方もいらっしゃるのです、なかなか難しいというようなことでございます。

実際、もしその土地を、インターに近いということの利便性とかを考えて希望される企業があるならば、さまざまでしょうけれども、だいたいどれぐらいの面積の土地を希望されるのか。13haほどの大きな土地が必要なのか。それとも、企業によってはもう少し小さな土地でも、面積でもいいとおっしゃるところもあるかと思いますが、そうすると、町有地があるところの8.7haの方ですが、そちらの方だけ先に進めたらどうかとか、その部分がうまくいけば、全体的にそれに見習ってということでの進み方もあるのかなということをおもうのですけれ

ども、そのことについてご回答いただければありがたいです。よろしくお願ひします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま勝見議員さんの方から再質問の中で、今まではどれぐらいの土地を所望されておるのかというご質問もございました。また、その部分を小さくしたらどうかというご意見でございます。

従来までですと、基本的に 13ha 全部をやはり一気にやりたいという町の思いでございます。そういう意味で、今後におきましては、町が地権者の皆さま方のすべての同意を、特に小口地先の地権者の皆さん方の基本的な同意をいただいて、そして進めていくという基本理念を持っております。しかしながら、今言いましたように、やはり全体をいただけないと、なかなか前に進まないという状況でございます。

また、会社におきましては、例えば、企業ですと 1 万坪とか 2 万坪とか 3 万坪とか、やはり県の新産業振興課を通じまして、いろいろな部分で竜王インター周辺で所望されているということもお聞きしております。基本的に、やはり大区画がいいのではないかなという町の考え方をしております。

そういう意味で、勝見議員さんの中に今現在、町有地を含む約 8 ha はどうなのかというご意見でございますけれども、やはり基本的には、先ほど申しましたように、小口の地元の方の地権者の皆さんの基本的な合意をいただかないと前に進めない。やはり全体の合意をいただいて、またこの中には、竜王町内の方もおられますし、竜王町外の方もおられます。やはり地元の役員さん、また地元の地権者の意見を尊重しながら進めようございますので、その意見を十分に反映するためにまとめて進めていきたいという町の考え方をしておりますので、今、議員さんのご意見でございますけれども、当然、地元の方でお話をさせてもらったら、そういう意見が出るかもわかりませんが、今現在のところでは出ておりませんので、最終的には、今現在考えておりますのは、やはり地権者の皆さん全員の同意をいただいて、それを基本ベースにして進めさせていただくという考え方をしておりますので、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3 番（勝見幸弘） もう少し細かなことまでお聞きさせていただきますが、13.2ha を一体でというご要望なのですけれども、この土地の中に、地元の方の地権者は何名いらっしゃって、そして、町外の方は何名いらっしゃるのか。

今のお話ですと、今現在では、小口の地権者の方々にお集まりいただいて理解を求めているという話ですけれども、小口の地権者の中にも意見の相違があるものを、地元外の方の地権者の方にどのような形で進めていこうとされているのか。その辺について、再々質問としてお答えいただきたいと思います。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 勝見議員さんの再度のご質問でございます。

13haの中には、地元小口の方が5名、それから竜王町内には4名、竜王町も含めまして4名でございます。それから、町外の方も4名でございます。合計13名でございます。そのうちの4名の方は共有名義でございます。トータルしますと、13名のうち2名の方は共有名義ということになっております。

今申しましたように、基本的にやはり小口の役員さんなり、地権者の同意をいただかないと、一人でも欠けますと、なかなか前へ進みにくい。また、集落においてもそれぞれ意見の相違があると困りますので、その辺はやはり一気に地元としてご納得いただくような説明をしてまいりたいと考えております。それが済みましたら、町内・町外の方に基本的な部分で、やはり今申しておりますのは、地先であります小口の皆さんの基本的な合意をいただいて、その上で進まない、なかなか進みにくうございますので、その辺をやはり町としても汗をかいてがんばらせていただきたいなという、説得をお願いしたいなという考え方をしておりますし、なおかつ、当然、地元の役員会等にもご相談申し上げて進めさせていただきたいと思っておりますので、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） ありがとうございます。

○議長（中島正己） 次に、5番、近藤重男議員。

○5番（近藤重男） 平成18年第3回定例会一般質問。5番、近藤重男。松くい虫（マツ材線虫病）防除対策について、質問いたします。

竜王町の山並みに目を向けますと、松くい虫（マツ材線虫病）の被害によって立ち枯れ、松が消えかけようとしています。場所によっては、皆無の状況にあります。

松くい虫になる原因は、マツノザイセンチュウによる被害とも言われます。以前は、航空防除によって薬剤散布が実施されてきましたが、規制によって散布が禁止されています。このまま放置すれば病原菌が蔓延し、破滅しかなねない状況にあります。予防には、感染防止剤や被害木を伐採しての伐倒駆除等があります

が、森林環境保全、みどりを守る観点から対策は講じられておりますが、松くい虫被害防止対策、保安林の保全関係からも、滋賀県に対し被害報告なり要望等はどうのように対応されておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 近藤議員さんの「松くい虫（マツ材線虫病）の防除対策について」のご質問にお答え申し上げます。

ご高承いただいておりますとおり、現在、日本中で起きております異常な松枯れは、松の伝染病によるもので、科学的には「マツ材線虫病」と言われております。病気を起こす原因は、「マツノザイセンチュウ」という、体長1mmにも満たない小さな線虫であります。

この線虫は、自分では別の木に移動することはできませんが、運び屋と言われる「マツノマダラカミキリ」によって、次々と健康な松に運ばれ伝染をしていきます。この「マツノザイセンチュウ」が松に寄生するのは、「マツノマダラカミキリ」が松の小枝をかじる時であり、地面を通して、あるいは根からの侵入は確認されていないと言われております。侵入した「マツノザイセンチュウ」は、樹脂道などを破壊しながら増殖し、松を弱らせます。枯れる松の60%ぐらいは年内に、40%ぐらいは年を越して葉が変色するという一方で、変色が始まりますと、ほとんどの松は1ヵ月から2ヵ月ですべての葉を枯らせてしまいます。

この運び屋と言われる松の「マツノマダラカミキリ」は、6月から8月ごろ、弱った松に再び飛来し、樹脂下に産卵をし、ふ化した幼虫は松の材内で越冬しまして、翌年の6月から7月ごろに成虫になり飛び出て、この時に松の材内にいる「マツノザイセンチュウ」を多数、体に付けて、また枯れていない松に媒介をし、媒介の時期は普通6月から7月と言われております。こうした生態と被害が松枯れのメカニズムであります。

滋賀県における松くい虫の被害は、昭和60年代前半をピークに減少してきましたが、平成3年度を境に再び増加をしまして、平成6年度には60年代のピーク時と同じまで増加したわけですが、その後、平成8年以降からは減少傾向になり、ここ近年は60年代のピーク時より半減し、小康状態で推移をしているということで、これは本町も同じ状況でございます。

松枯れの予防につきましては、松の枝葉全体に乳剤を散布する方法、さらには樹幹注入剤の方法、または、枯れた松は他の松に被害が及ぶのを防ぐため、過年度の古い枯れ木は伐倒させていただき焼却する方法、ならびに当該年度、いわゆ

る今年度被害を受けた木につきましては伐倒し、油剤による薬剤処理による方法で行っておるところでございます。

本町といたしましては、議員仰せのとおり、毎年、滋賀県の森林病虫害等防除事業によりまして予防を行っております。今年度は雪野山ならびに鏡山を中心とし、油剤での駆除を10月末までに、また、樹幹注入を来年2月ごろに実施する計画をいたしておるところでございます。

ご質問をいただいております松くい虫の防除対策、保安林の関係からも、滋賀県に対して被害報告・要望等どのような対応をしているのかということについてでございますが、現在、県におきましては、先にも申し上げましたように、被害が小康状態で落ち着いているということから、予防に対する要望が少なく、本町でも近年要望がなく、町として県の指導を仰ぎ、町内の現況調査をさせていただき、町として守らなければならない地域に特化して、その他については効果を勘案して県に報告・要望を行い、県の専門職員に現地を確認いただき、予防事業を実施しているところでございます。

また、善光寺川等の河川敷における松くい虫については、県において伐倒駆除をしていただいております。

なお、各自治区等におかれましては、地域の名松などの要望保全につきましては、町といたしまして、薬剤の幹旋ならびに県の動力噴霧器などの借用手続きなどの対応をさせていただいております。以上、近藤議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 近藤重男議員。

○5番（近藤重男） ただいま課長からいろいろ今後の取り組みなり、また被害の状況なりを聞かせていただいたところでございます。

特に竜王町におきましては、図書館前には「町の木 松」ということでされているわけございまして、枯れていることにつきまして非常に寂しい思いも感じるところでございます。特に思いますのは、竜王西小学校付近、あの地域におきましては、被害木が非常に多く見受けられますし、特に交通面なり、また、そういう面におきましても危険であると判断するところでございます。それにつきまして、早急に何らかの対策を講じていただきたいなど。事故が起こってからでは大変でございますので、早急にそういうことを講じていただけるのか、ひとつ質問したいと思っております。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** ただいまの近藤議員さんの再質問で、ひとつ図書館前で松が枯れているという話をいただいております。これにつきましては、また教育委員会さんの方で対応していただくとしまして、特に今、竜王西小学校につきましては、先ほどもございましたように、特に河川敷につきましては、県の方に要望を申し上げさせてもらって伐倒もさせていただいておりますので、早速もう一度、再度、今日、実は県の係員と一緒に担当が、町内の松くい虫の被害調査に入らせてもらっていますので、改めて今お聞かせいただいた分について見させていただいて、早急に対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** どうもありがとうございました。大変、これは竜王の玄関口でございますので、景観の見地からもひとつ早急をお願いしたいということを要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（中島正己）** 7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** まず1番目に、「通達員制度の創設を」ということで質問をします。

町広報の新聞折り込みについて、住民皆さんからいろいろなご意見をいただいています。なぜこういうふうになったのかという質問や、もったいないことだなというご意見などさまざまです。確かに経費もかかりますし、何よりも水くさい、うっかりしているとチラシなどと一緒に捨ててしまう、こういうことも指摘されているところであります。

この町広報の新聞折り込みが実施されて半年、町として集めておられる町民皆さんの声と、現時点での総括と言うか、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

名古屋市ですけれども、人口213万人、92万世帯の市でありますけれども、この名古屋市では、通達員制度というのがあります。平均年齢52歳の非常勤特別職の職員350人が、市の作成した文書を各家庭に届けています。人口213万人の名古屋市ですえ職員が配布しているのですから、竜王町でできないことはないと思うのですが、ぜひこの名古屋市の制度を調査・研究いただいて、竜王なりにアレンジできないか、ご検討いただきたいものですが、ご所見をお伺いします。

なお、名古屋市では税の徴収も職員が各家庭を訪問して集めておられて、非常に徴収率はよいと聞いております。このことも併せて研究いただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） 若井敏子議員さんからの「通達員制度の創設を」に対するご質問にお答えいたします。

まず、町の広報の新聞折り込みや文書の郵送化に取り組んだ経緯から説明を申し上げます。平成16年度におきまして、自律推進計画を策定していく中で、歳出の抑制を図る上で「事務事業の点検評価」を行い、この結果から縮減や廃止となった事業について具体的に検討をしていくことになりました。そして、昨年度の行政事務改善委員会において、「区長便の廃止による予算のスリム化と、区長、職員の事務負担の軽減化」の検討をする必要があるのではないかとということ、さらには、個人情報の観点からも、現状の方法では問題があるのではないかと指摘もあり、具体的方策を提案するため取り組みを始めたものでございます。

一方、区長便につきましては、歴代の区長様から「全戸配布が大変である」とか、「配布をしたと思ったら、また次の配布物が届けられる。何とかよい配布の方法はないものか」というご意見を聞かせていただいておりますことから、町といたしましても、こういった意見に応えるべく、自治会連絡協議会とも協議をさせていただいたところでございます。

竜王町は、長い間、町からの発送文書等は区長様にお配りをいただいております。随分負担の多い業務を担っていただき、ご協力をいただいておりますことから、各区に自治振興費としてこの業務に対する報奨をお支払いし、この経費が、平成13年度までは年間750万円、平成14年度から16年度までは年間600万円、平成17年度は480万円と推移をいたしております。

そこで、前段申し上げました提案について検討いたしましたところ、区長便を廃止することによりまして新たに発生いたしますのが郵送代や新聞折り込み代であり、逆に削減できるものが自治振興費となります。

一方、区長便を継続した場合は、自治振興費とこれにかかる職員の人件費が必要となります。双方を比較いたしました場合、区長便を廃止した方が経費が減少する結果を得たところであります。加えて、区長さんの業務負担は軽くなり、職員は区長便発送準備に要する時間を他の業務に使うことができ、事務の効率化と、さらに適時に発送ができることから、速やかに文書等が住民の皆さまに届けられ、最近、特に求められます個人情報の保護にも一定の効果が求められ、本年度から実施いたしましたものでございます。

なお、自治振興費では、急激な削減を避けるため「自ら考え自ら行うまちづくり事業」への暫定的な経過措置を含め、計画的に削減し、平成21年度には平成

17年度に比べて経費を削減できるという試算をいたしております。

さて、ご質問の広報の新聞折り込みについて、住民の方からのご意見についてでございますが、4月・5月の年度当初は確かに、「経費がかかって、もったいないのではないか」とか、「折り込みだと広告に混じって捨ててしまうかも知れない」といったご意見をいただきました。折り込みにつきましては、新聞配送所をお願いいたしまして、毎月1日と15日の指定日による折り込みと、広報が一番上になるように折り込みをしていただくようにいたしております。ここ3～4ヵ月につきましては、特に広報折り込み等について特段のご意見をいただくようなことはなく、定着してきたのではないかと受け止めております。

若井議員さんからご提案の通達員制度についてでございますが、早速、名古屋市に問い合わせをいたしました。名古屋市では、通達員就業規定もあり、この名古屋市での制度は昭和27年ごろから実施されておると聞いており、現在356名の方が1人約2,500世帯を担当し、毎日配送されているとのことでございます。

名古屋市の通達員は、非常勤の特別職で、一人当たりの報償費は、概ね月額18万円、臨時配布物がある時は、その種類に応じて7,000円から4万5,000円程度が加算されることになっております。年間経費では、月額1人18万円といたした場合、年間約7億6,900万円となっております。

歴史ある制度でございますので、市民には定着はしているようでございますが、反面、転入者も多くある中、個人情報保護について意見が寄せられたり、転出や転居されても郵送であれば届かさえておけば新住所地に転送されるものが、この制度であれば届けられないことが発生しトラブルになることもあると、このように聞いております。

また、滞納整理嘱託員という非常勤の職員も、月額26万9,200円で配置されていると聞いております。

竜王町におきましても、住民の皆さまにご理解をいただきながら、さらに経費の削減や事務の効率化に努めていかなければならないと考えております。名古屋市での通達員制度も参考にしながら、また他の市町の取り組みも研究し、本町に合った方法がないものか、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。以上、若井議員さんのご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 同じ愛知県で蟹江町というところがありまして、ここは書状通達員制度というのがあります。ここは1万3,800世帯、3万6,000人の町なのだ

そうですが、ここでもそのような制度があると。名古屋は、昭和27年からではなくて昭和22年から始まっているのです。

それぞれの町、名古屋もそうですし、歴史的な経過もあってそういう方法をやられて、それが定着してきているということですから、竜王が今新たな制度を導入したことに対して、反応は最初だけで、あとはもう定着したと思っています。まだ定着まではいかないのではないかと思います。

もう1つ確認しておきたいのは、今までこの制度を導入することに関わって、どのくらい経費が圧縮するのかという話については、議会でも説明を受けているところなのですが、そこでは聞かなかった話がどうも出てきたように思うのです。1つは職員の人件費という話なのですが、この話は当初の説明の中にはなかったのではなかったかなと思いますので、改めて郵送と折り込みをしたことと、今までどおり自治振興費という形で払った時との金額的な違いみたいなものを、もう一度説明いただきたいというのが1つです。

もう1つは、新聞折り込みですけれども、甲賀市も新聞折り込みをしているのです。ところが、1回38円と言われたと思うのですね。今、確か竜王町は10円でしてもらっているという話だったのですが、新聞折り込みの契約というのは何年契約なのか。価格の引き上げみたいなことが、もう既に話が出ているとか、そういうことはないのか。いついつまでも10円でいけるのか。その辺も含めてご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） ただいまの若井議員さんの再質問にお答えを申し上げます。

経費の比較の中で人件費というものを申し上げましたが、今まで議会等にも説明させていただきましたように、経費の中身につきましては、当然、広報新聞の折り込み代がございます。その折り込み代、あるいは新聞を取っておられない住民の皆さまには、個別に郵送で広報をお届けするという郵送代がございます。これにつきましては、だいたい180万円程度を要するわけでございます。

また、今までご説明も申し上げましたように、税務課あるいは国保、下水、水道で納税の振替通知、あるいは口座振替の振替通知等をシーラーで郵送をしておりますが、今日までは区長さんのお手を煩わせておったわけでございます。そういったシーラーに伴います郵送代も約330万円ほど発生するわけでございます。

人件費と申し上げましたのは、逆にプラス要素、あるいはマイナス要素がございまして、毎月毎週でございますが、今現在、金曜日に区長さんの方に、区長さ

んから報告をいただきました区役員のための区長便は、今でも毎週金曜日にいたしておられます。この区長便につきましては、職員が手分けをいたしまして、区長様へ毎週金曜日にお届けいたしておられます。その仕分けをする人件費が、わずかでございますけれども、かかるわけでございます。

しかし、反面、前段申し上げました毎週、いわゆる税の口座振替等の仕分けを各主体ごとにやっておりました。その区長便の仕分け事業でございますけれども、税の関係の振込書の仕分け事業が、相当人数がかかっておりました。人的計算では約 120 万円ぐらいかかっているかを見ておられますが、その分が郵送でございますので、すべて郵便局に持って行ったらいいというだけでございまして、その仕事がほかの事務に回れるというものでございます。

そうした中と、今度、自治振興費が増える要素、人件費のマイナス要素も含めまして、片方では、減る要素は自治振興費でございます。自治振興費は、段階的に平成 17 年度は 480 万円見ておまして、平成 18 年度は自治振興費を 180 万円に減らしておまして、「自ら」の方へ 200 万円の振り替えをいたしておられます。それを段階的に、平成 21 年度には自治振興費はゼロにさせていただくというように考えておられます。「自ら」もゼロにさせていただくというように考えておられます。そういうことを相殺いたしますと、だいたい年間 100 万円ぐらいの効果が出てくるというような試算をいたしておるところでございます。

それから、新聞折り込みの単価でございますけれども、ご質問のように 10 円で今計算しておりますが、これは新聞社の折り込みをしていただく配送所と契約をしておまして、ちょっと今、その契約の値上げとかは聞いておりませんが、現在 10 円をお願いしているということでございます。単年度契約でございます。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○7 番（若井敏子）** 通達員といういい方をするかどうかは別として、私自身が考えていたのは、今、非常に町内の皆さんも仕事がなく困っていらっしゃるという状況もある中で、名古屋が絶対いいのだと私は思っているのではなくて、実は、あの制度も名古屋の中では非常に問題があつて、あそこは一部 28 円ですね。先 7 億なんぼと言われたのですけれども、一部の配達手数料は 28 円なのです。それを職員さんの待遇としては非常に悪いということで、通達員さんは組合をつくって、今もっと改善をと言つて訴えていらっしゃるということもありますので、もちろんその制度が完璧なものだというふうに思っているわけではないのです。

が、もしも今 10 円のところが、15 円になり 20 円になるということになってくると、今のマイナス効果というのはすぐに消えてしまうのかなと思いますし、町内のいろいろな方が仕事がなく大変だという時期でもあるので、そういう形で就業の道をつくれたら、町としての効果があるのではないのかなという思いもあってお話をしているところなものですから、その辺での今後の検討ということを、ひとつ考えを伺っておきたいと思います。

**○議長（中島正己）** 青木総務課長。

**○総務課長（青木 進）** 若井議員さんの再々質問にお答えを申し上げます。

先ほども新聞折り込み代 10 円と申し上げましたが、単年度契約をいたしておりまして、今後上がる予想も無きにしも非ずと考えております。

また、新聞を取られておられない個別の広報の発送につきましては、4 月・5 月は郵便料で送っておりましたが、これはメール便の方が安いということで、6 月ごろからメール便に変えて、郵送料からメール便に変えまして経費の節減にも努めております。

今の計画につきましては、先ほどから経費のシミュレーションを申し上げましたように、18 年・19 年・20 年という計画もいたしております。そういう中でありますが、ご指摘の経費問題も含めまして、もう少し通達員制度の効果等も研究いたしまして、竜王の場合は計画は 3 年この新聞折り込みをしていくという計画を現在は持っておりますが、ご意見のことも併せてまた検討をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。7 番、若井敏子議員。

**○7 番（若井敏子）** 「小規模工事契約の登録制度の創設を」ということで質問します。

小規模工事の契約に、町内の左官屋さんですとか大工さんなどが参入できる制度が全国で広がっています。「町の義務規則に基づく資格審査を受けていない人でも、小規模工事の受注施工を希望する方を登録し、町が発注する小規模な建設工事や修繕などにおいて業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています」ということで、これは、この制度を採用している自治体の制度説明の資料から引用したものですけれども、この町では一件の工事契約が 130 万円未満の工事や修繕で軽易なものということで、この制度を導入しています。

今、町内の職人さんは、大変厳しい仕事の状況です。大工さんにしても左官屋さんにしても、昔と違って体一つの時代ではありません。大きな車も要りますし、

重機機械の償却・リース代は仕事がなくとも払わなければなりません。町としてできる町内小規模業者の育成の1つとして、ぜひこの小規模工事契約の登録制度を採用していただきたく提案をし、ご所見をお伺いするものです。

来年度から実施するということになりますと、ちょうど今12月、登録受付の方向で準備していただくといいのではないのかなと、そんなことも思って提案するところです。よろしくお願いいたします。

**○議長（中島正己）** 小西政策推進課長。

**○政策推進課長（小西久次）** 若井議員さんのご質問についてお答えさせていただきます。

今日の景気動向と工事量の減少等により、経営者等には大変厳しい状況となってきました。町内の数多くの左官・大工職等の個人経営者にも、団体組織同様に、受注機会の拡大により経済援助や職人の育成につながる1つの手段として、「小規模工事契約の登録制度」の創設のご提案かと思えます。

本町の工事発注については、基本的に、公共工事指名願を提出されている業者の中から、1件の工事設計額が30万円以上について、建設工事契約審査会により業者選定を行い、入札により実施しております。業者選定にあたっては、今日の社会情勢を考慮し、地元業者の育成や町内経済の活性化も大切な視点として考えております。

なお、30万円未満の小規模な軽易な工事修繕等については、各担当部署において精査しながら維持修繕等の工事を発注しております。

最近では、「庁舎西側の喫煙所設置工事」「岡屋防災倉庫の屋根樋修繕」「庁舎クロス張替工事」「庁舎の会議室の間仕切り工事」等を実施しております。

ご質問の「小規模等契約希望登録制度」を実施されております自治体は、近隣では平成18年4月から湖南省が、10月から近江八幡市が導入予定であり、その他のまちでは実施されていないとお聞きしております。

いずれにいたしましても、現在、本町の小規模で軽易な工事修繕等については、極力、町内業者への発注に努めているところであり、町内業者・職人の育成、町内経済の活性化については大切な課題であることは十分認識しているところであります。若井議員からお示しいただいた提案については、貴重なご意見として参考とさせていただき、地域経済の活性に向けて、今後の課題として調査・研究をさせていただきたいと思えます。以上、若井議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 今お話がありましたには、全国には非常にたくさんところでこの事業を導入されているのですけれども、近隣では、県内では近江八幡市が50万円までの事業ですか、湖南市が30万円までということで進めておられると聞いています。

今お話がありましたように、竜王町でも30万円以下のものについてはその都度担当課でやっているのだという話だったのですが、そういう制度をきちんとしておくということになりますと、その30万円以下の工事契約について、もうひとつ入札が公平にと言うか、結局、「誰がしたのだ」と、「なぜそこがしたのか」という話になる可能性がありますから、こういう制度をきちんと導入されていて、自分のところもその業者として登録しているということになれば、業者としても町の仕事がもらえるような状況が自分のところにもあるのだということでの希望ないなものが出てくるのではないかなと思いますので、今のお話では、既にそういうことも実施しているのだという説明なのかなと思いますので、それを制度式にきちんとしていくということは大事なことだと思いますので、ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

最近の事業についてお話がありました、言われた30万円未満の工事というのは、年間にしますとどのぐらいの件数と言いますか、総額にすればどのぐらいかということはおわかりですか。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま若井議員さ方から、総額はどれぐらいかということでございましたけれども、今現在、維持修繕等は各課で掌握しておりますので、先ほど申しましたように、平成18年では今現在1件でございます。17年においては6件ほどやっておりますけれども、総額については把握しておりません。

先ほども申しましたように、30万円未満で、例えば5万円とか10万円とか29万円とかいう場合はございます。以上でございます。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 3つ目の質問です。「就学援助制度の改善を」ということで質問をします。

就学援助制度というのは、経済的な理由等によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な経費の一部を援助する制度で、生活保護世帯や経

経済的な理由等により児童生徒の就学にお困りの方に対して、学用品費や通学用品費、校外活動費、新入学用品費、給食費、修学旅行費、医療費が支給されるというものであります。

制度の紹介や利用の仕方などの周知徹底をどのように進められているのかについてお伺いしたいと思います。その結果、どのように利用されているのか、実数も含めてご説明をいただきたいと思います。

先日、この制度を申請されて受理されなかった方と、担当課にお出合いをしていろいろお話を伺ってまいりました。この制度を利用する場合には、審査基準というのがあるようでありますけれども、この審査基準についてお伺いしたいと思います。

この就学援助制度というのは、先に読みましたこの文面は、1つの自治体の説明資料を拾ったものなのですけれども、ここには「経済的な理由により児童生徒の就学にお困りの方に対して」と書かれています。この自治体に問い合わせますと、「概ねの所得基準というのが別に決めていません。臨機応変に対応しています」ということでした。

竜王町ではこの制度の利用が非常に少なく、それなら対象の方がおられないのかと思うと、どうもそうでもないように思います。その原因は、行政の説明不足と、もう1つは、制度利用に対する住民の不安ではないかなと思っています。制度の周知徹底と、安心して制度が利用できる手段について、ご所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（中島正己）** 松村教育課長。

**○教育課長（松村佐吉）** 若井敏子議員さんからの就学援助制度についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

既に議員もご承知いただいておりますとおり、この制度は、教育基本法第3条第2項ならびに学校教育法第25条（小学校）および第40条（中学校）の規定に基づきまして、経済的理由によって就学が困難と認められる児童および生徒の保護者に対し市町村が就学援助を行い、義務教育の円滑なる実施に資する制度でございまして、現在、竜王町におきましては、児童生徒の就学にお困りの保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、クラブ活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、医療費、学校給食費の10項目について、竜王町の就学援助給付要綱に基づきまして援助をいたしております。

給付対象および認定でございしますが、生活保護法に規定する要保護者と要保護

者に準じる程度に困窮されている方で、町の決まりといたしましては、町税等の非課税の方、また減免や児童扶養手当の支給されている方、生活福祉資金の貸付など9項目に該当する方、それから、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する方、それ以外に、保護者の就労状況が不安定で経済的に生活状況が悪いと認められる方のうちから、世帯全員の所得額が前年12月末現在、生活扶助と教育扶助の合計算出額の1.2倍の額以下の方に対して、それからまた教育委員会が必要と認める方に関しまして、これらの条件を満たされる方々について、教育委員会に申請を出された後、教育委員会でその内容を審査し、給付の認否を決定いたしております。

この審査決定にあたりましては、学校長および担当の民生児童委員さん、また、滋賀県東近江地域振興局地域健康福祉部長に意見を求めることができるようになっております。

近年の認定状況といたしましては、平成16年度には要保護3件・準要保護6件の申請を受けまして、要保護3件・準要保護5件を認定いたしまして、準要保護1件を却下。また17年度は、要保護2件・準要保護6件の申請をお受けいたしまして、要保護2件・準要保護5件を認定いたしまして、準要保護1件を却下。また18年度は、要保護2件・準要保護7件の申請を受けまして、要保護2件・準要保護6件を認定いたしまして、準要保護1件を却下いたしました。

なお、この所得要件の生活保護認定基準の1.2倍以下という規定につきましては、要綱の構成上、準要保護認定の絶対的な要件としているものではございませんけれども、個別の認定審査にあたりまして、生活や経済状況を判断する上で、生活保護に準ずる程度の趣旨に照らして客観的な判断基準として、当町においては、従来から適用しているところでございます。

また、この制度の周知方法につきましては、生活保護法の関係からは福祉課や民生委員さんを通じて、また、就学の関係からは各学校等を通じて、また、広く一般住民さんについては町広報でお知らせをいたしておりますが、今後につきましては、小中学校の入学説明会でも直接保護者の方々に説明をしてまいりたいと考えております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） この就学援助制度ですけれども、全国では小中学校の10人に1人が利用しているという実態が今日あります。義務教育は無償という立場から言いますと、国に対してもっと予算を増やしてほしい、あるいは、認定の基準を

引き上げてほしいということをお求めなければならない状態にあるのではないのかなと考えています。

1997年までは、この制度は国の補助率が36.7%で、2002年にはこの補助率が23.7%になって、残りの76%近くが町負担となっているという状況があります。このことについて、ぜひ国に対して補助率の引き上げ、あるいは就学の実態に見合った補助単価、あるいは援助対象教材の拡大ですとか、課外活動やクラブ活動に対しても補助を広げるといふことも含めて、ぜひとも町として国に要望してほしいと思います。

もう1つですけれども、今ご説明がありました制度の基準は、聞いておきますと、非常に厳しい基準ではないのかなと思うのです。準要保護で毎年1人認定されていないという人があるというのは、どこで判断されているのかよくわからないのですが、竜王町で2人・6人、2人・5人と、全国の状況から見れば、本来こんな数字ではないのではないのかなと思うと、どうして竜王町では、先ほども言いましたように、まだ周知徹底ということもありますし、習慣的なものもありますでしょうし、社会風潮みたいなものもありますでしょうし、制度を利用することに対する抵抗みたいなものもありますでしょうし、そういうこともあるのかなと思うのですが、申請しても却下されているということは、ひとつ問題ではないかなと思うのです。

私も、この18年に却下された1人と一緒に、この制度についての説明を担当に求めまして、お話を聞かせてもらってきたのですけれども、この方は母子家庭で、サティにパートで働いているお母さんが小学校の子どもさんを育てていらっしゃる方なのですけれども、それではとても生活ができないからということで、実家に帰って親と同居されて生活をしていらっしゃるのです。ですから、この認定の時は一緒に生活をしているお父さんとお母さんの収入も対象になって、お父さんとお母さんの収入があるではないかということで認定が却下されたのです。

こういうお家はたくさんあるのではないかなと思うのです。本来、その子どもを養育すべきはそのお母さん1人なので、たまたま、本当に生活も大変で別のアパートに住むのも大変だから、実家に帰って来て居候をしておられるという形なのですが、そのお家の収入があるのだったら、その人たちが孫の教育費を出したらいいのではないかなということになっているような感じなのです。

私は、町内のいろいろな方とお話をしていると、この頃は、お父さんとお母さんが離婚されて、あるいはお父さんがリストラで収入が非常に減ったというこ

とで、お年寄り2人が子どもの面倒を見ておられるというお家はたくさんあるのです。そういうところはどうかと言いますと、そのお年寄りの年金収入で子どもの学用品などを賄っていらっしゃるという状況もあるのです。こういう人たちはどうして就学援助の対象にならないのかなど。その人たちが申請しておられないということもあるかも知れないのですけれども、やはり実態をよく見ていただいて、ぜひともこの制度が運用されるようなことを検討いただきたいと思うのです。

ぜひ、入学説明会で資料を配りたいということをお願いいたしましたので、それも大事なことだと思いますし、入学に関わらず進学する時にも、「こういう制度があります」ということを皆さんに周知徹底していただくこと、あるいは入学説明会ですとかPTA総会とか、そんなところでも、ぜひ簡単な説明と、「利用相談みたいなものを学校の方でしますよ」みたいなことも、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。この辺についてのお考えを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 岩井教育長。

○教育長（岩井實成） 若井議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

日本の義務教育のすばらしさというのは、北は北海道から南は九州・沖縄まで、都会であろうと農村であろうと漁村であろうと、僻地を問わず、すべての国民が等しく教育を受ける権利、いわゆる機会均等というのを大事にした、すばらしい教育制度だと思うわけでございます。

この就学援助制度につきましては、国庫負担金が廃止されましたのが平成17年と聞いております。そのあとは市町ですべて全額を、町の方でこの制度を単独で存続をしておるところでございます。

今も言いましたように、教育の機会均等という観点からも、経済的な理由、それだけで就学困難な児童生徒に対してもやはり等しく教育を受けさせていく、これが我々の仕事ではないかという思いをしております。

先ほど来、若井議員さんからいろいろとおっしゃいましたことを大事にしながら検討をしていきたいなど。今も言いましたように、やはり誰もが教育を受ける、これが我々の仕事であるという立場でいろいろと考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 教育長からわざわざ答弁をいただいているのですけれども、せ

っかく教育長が答弁をしていただくのですから、もう少し、竜王町の就学援助制度が本当に身近で使いやすいものになるようにしていくようなご所見を、ぜひいただきたいと思うのです。

恐らく、先ほどの松村さんが話をされた状況、9項目ですか、それと、あとがよくわからなかったのですが、「教育委員会が必要と認める方」の前に2つおっしゃったのです。「就労の状態が非常に悪くて、所帯全員の所得が1.2倍に満たない場合」とか、これは「失業対策、適格者何とか」とおっしゃって、これもよくわからなかったのですが、こういうものに該当する人というのは、もう雰囲気から言ったら今の時代の話ではないですね。今の時代の感じで言うなら、本当にリストラに遭って失業されている人たちに対しても支援するのですよみたいなことがあってもいいのかなと思うのですが、ぜひとも、その制度を何とかみんなが利用しやすいようなものに変えていくということで、もう少し突っ込んだ見直しみたいなことをご検討いただけないかと、改めて質問したいと思います。

**○議長（中島正己）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 先ほど課長がお答えしました学校教育法25条また40条につきましても、しっかりと「保護者」という位置づけをしております。そういう中から、先ほど言いましたように、いろいろと考えをしていきたいなど。

それと、1.2倍というこの額についても、50年ごろには1.2から1.5という基準であったというふうに聞きますけれども、以後、近隣の町は1.2という基準は一応設けてあります。先ほども若井議員がおっしゃいましたように、その基準に問わず、いろいろな状況を考えながら、この施策をしているというようにお聞かせ願いました。私が先ほど答えとさせていただきましたように、そういったあたりをしっかりと認識していきたいと思います。

それから、周知徹底の方でございますけれども、広報等々で当然ですけれども、入学前後に保護者を対象にいろいろな説明会もありますけれども、そのところでチラシを持って説明をしていかなければならないと。以前に私が勤務していた学校でもそういうようなチラシを渡して、市の職員がきちんと説明をして、そういった中でこれをして、あと、どのような活用をするかというのは、直接市役所・役場の方に来られる方、また民生委員さんに相談される方、いろいろと形があると思いますけれども、最終、協議会にあげた時点では、先ほどから述べさせてもらっているような方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 次の質問です。「国保法44条に基づく減免制度の創設を」ということで質問します。

1959年に、当時の厚生省が通知を出しております。これが国保法44条に基づく減免制度であります。過去の一般質問でも提起してまいりまして、国保の減免制度について、町としてぜひとも具体的な要綱をつくってほしいということをお願いしたいところであります。

国保の減免制度については、平成16年に質問をしておりまして、当時、運協で協議をするというお答えをいただいているところですが、その後のご協議の結果について、まずお伺いをしたいと思います。

9月10日付けの滋賀民報紙によりますと、竜王町で短期証明書の交付が88件と書かれています。平成16年からの証明書の発行の推移についてお伺いをしたいと思います。

今回発表されています88件について、それぞれ1件1件状況を分析していただいて、特に悪質と思われるもの以外について減免の対象にならないのかということをお伺いしたいと思います。

具体的な減免の要綱がなくても、竜王町国民健康保険税条例14条では、「貧困により、生活のため公私の扶助を受けるものについて減免する」との規定があります。ここに言います「公私の扶助」ということについての定義も、ぜひお伺いしたいと思いますし、この「公私の扶助」の該当者というのはおられないのかについても、お伺いをしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） 若井議員さんからの「国民健康保険法第44条に基づく減免制度の創設を」ということでのご質問につきまして、お答えいたします。

医療費の一部負担金に対する減免でございますが、国民健康保険法第44条に規定がされております。その取り扱いにつきましては、「特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められるものに対して減免・減額できる」とあります。この「特別の理由」とは、世帯主等が震災・風水害・火災等により資産に甚大な損害を受けた時、また、干ばつ・冷害等により農産物の不作により収入が減少した時などに法の適用がされるものでございます。

この法律の基本的な趣旨は、地震災害など天災等で全町的に打撃を受けた場合や、事業または業務の休・廃止により収入が著しく減少した時など、生活保護に

準ずる場合など、特例的な事情がある時にのみ適用され、免除・減額を行うについての客観性・公平性が保たれている必要があるというものでございます。

このような特別な理由がある場合につきましては、市町村長の権限に属するものとして免除・減額をすることができるとなっております。医療費の一部負担金の減免等につきましては、被保険者からの申請の都度、判断することとなるわけですが、したがって、町長の権限による対応につきまして、一定の基準を設けることが被保険者間の公平性を確保できるものと考えておりますが、現在、このことにつきまして調査研究をいたしているところでございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、竜王町での短期証明書の交付状況でございますが、平成16年度が36件、平成17年度が96件、平成18年度が88件となっております。国民健康保険税条例の第14条に定めがあります「減免することができるケース」につきましては3点ございます。

1点目には、貧困により生活のため公私の扶助を受けるもの。2点目には、不慮の災害等により生活の基礎となる資産に甚大な損害を被ったもの。3点目には、その他、町長が必要と認めたものでございます。

特に、貧困により生活のため公私の扶助を受けるものにつきましては、「公私の扶助」の定義であります。公の扶助というのは、例えば、生活保護法によりますところの生活扶助等でございます。

それから、私の扶助とは、例えば社会事業団体によります扶助や民法の規定による扶養義務に基づき行われる親族による扶助、あるいは民法上の扶養義務者には該当しないけれども、親族以外の第三者が特別の事情により扶助する場合等を言うものであると解釈をいたしておるところでございます。

また、ご質問の「短期証明書の88件中これらの該当があるか」というご質問でございますけれども、前年度等の国民健康保険税の滞納状況から、分納制約などしているのに分納がないもの、あるいは長期にわたりまして納付していただいていない被保険者の方を対象にいたしましたものでございます。

基本的に、税の減免につきましては、申請によりまして減免等の調査を行いますものでございますので、現段階で該当するのかどうかという判断ができないものでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 国保の運協での協議は、平成16年の質問で、私は今は国保の運協なのですが、恐らく、私が国保の運協に入る以前にこの問題は質問しておりまして、運協の中で議論をしましょうという話が当時の課長にありましたので、そのまま引き継いでいただいていないのかどうかを改めてお伺いしたいということと、1959年に厚生省はこういう通知を出したというのは、実は、国保法に基づく減免制度というのがあるながら、実際運用されていないという状況の中で、それぞれの市町村が、それなりの基準をきちんとして実施しなさいよと。これは医療費についてですが、実施しなさいよということを行っている旨でありまして、町の条例の税の問題についても14条で、こういうふうな減免できると書いてあるにも関わらず、実質、今の課長のお話ですと、申請しておられないから対象になるのかどうかわかりませんと言われてしまうと、申請していない住民の方が悪いのかという話になってくるので、こういう制度があつてというその制度が非常に具体的ではないのに、先ほどの就学援助と一緒に、何とかしてもらえないだろうかという相談に行くことがはばかれるものもあるでしょうし、こういう基準だったら自分も対象になるなということが明確になれば、申請しようかなということにもなるでしょうし、そういう制度を申請してもらったらできるのですよということを広報で書けば、それは申請しようかなというふうになってくると思うのです。

議会で三重県の玉木町へ行ったのです。玉木町は、広報できちんと「申請してください」ということを書いておられるのです。玉木町の広報は非常に明確な書き方で、「国保法44条に基づく医療費免除の制度について」という説明があつて、広報できちんと書かれていました。それは、町としての具体的な基準があるから書けるのだと思うのです。

うちの場合は、今のお話では、どうもそういうものが具体的でないからなのかなと思うのですが、いろいろな減免制度というのは、災害や天災みたいなものがいくつも項目の中にあつて、創設された当時はそういうものが想定されてそういう文言が入っているのだと思うのですが、私、今、会社をリストラに遭って、どこかに就職をしようと思っても決まらない。災害や天災と同じ状況が今あるのではないのかなと思うのです。そういう今の時代に即応したものを制度の中できちんと取り入れていくということは、非常に大事なことだと思うのです。

仙台でこの制度を、インターネットで拾ったのですけれども、仙台では、事業の休廃止・失業等により収入が著しく減少した場合ということ、理由の1つに

はっきり書いているのです。災害の時は、損害割合に応じて5割・10割の減額、失業等では、実収入と生活保護基準の115%をもとに2割・4割・6割・8割・10割の減免割合が決まっているという、期間3ヵ月で一部負担金の徴収猶予も6ヵ月あるというものがあるのです。ぜひ、そういう全国の条例も見ていただいて、決して後ろ向きな回答ではなかったと私は思っていますので、期待しているところなのですが、ぜひ前向きにご検討いただくというご答弁をいただけるとありがたいので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） ただいまの若井議員さんの再質問でございますが、国保運営協議会での協議ということにつきましては、現在協議を行っております。このことにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、医療費の一部負担金の減免等の取り扱いにつきましては、基準案を今現在、調査研究を行っておりますというようなことございまして、提案にまでは至っておりませんので、ご理解をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

医療費の一部負担金の減免も含めましてと、国保税の減免の部分でございますけれども、国保税につきましては、国民健康保険事業に要する費用に充てるための収入として徴収するものでございまして、当初において算定された額が必ず収入されるということを前提としているものでございまして、低所得者の方につきましては、減額制度というのがございます。減額相当額につきましては、保険基盤安定負担金として公費の補てんを国の方からいただいているところでございまして、減免による減収等につきましては、国民健康保険の会計上は入金とはならないということになるわけでございます。

税の方ですと、徴収猶予とか納期限の延長等を行っていく方法もあるわけでございます。担税力がない被保険者について、減免というような行政処分としての救済措置を講ずるということでございます。その運用につきましては慎重に行う必要があると考えておりますが、議員仰せのとおり、この部分につきましては、いろいろと検討研究を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで午後3時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時時52分

再開 午後3時時10分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 子育て支援と保育料の減免制度について質問をします。

質問をします前に、皆さんに資料をお配りしたいのですが、議長許可をいただけないでしょうか。長浜市と竜王町の保育料の比較をしたものを、資料としてつくっております。申しわけございませんが、よろしくお願ひします。課長さんにも、2人に1枚ずつぐらいしか知らないかも知れませんが、見ていただきまして、配っていただいている途中ですが、質問したいと思ひます。

若いお母さんたちとお話をしていると、竜王町の保育料が高いと言われます。近隣町との比較をご提示いただきたいと思ひます。庁舎の中で子育て支援についての協議がされておりますが、その状況について、どのような協議が、どのようなメンバーでされているのか、現在までの到達についてもお伺ひをしたいと思います。

保育料は、最近では、長浜市が大変大幅な減額をしています。長浜の保育料引き下げの状況について、どのぐらい安くなったのかをぜひ担当でお調べいただき、ご説明をいただきたいと思ひます。

子育て支援と言えば、まず第1に保育料引き下げしてほしいというのが、若いお母さんの要望であります。保育料引き下げについてのご所見をお伺ひしたいと思います。

今、お配りいただきました長浜市ですが、右側が長浜市で左側が竜王町なのです。長浜の基準額を見ますと、階層区分が非常に多いのです。第3階層・第5階層・第6階層がそれぞれ、竜王で言います3・5・6の階層が、それぞれ長浜市ではもう1つずつ増えている、2つの区分に分かれています。階層を増やすことも保育料の引き下げにつながるわけですから、このこともぜひご検討をいただきたいと思ひます。この点でのご所見をお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 若井敏子議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

竜王町の保育園の保育料につきましては、国の基準額をもとに算定しておりますが、平成15年度から据え置きをしているような状況でございます。近隣市町との比較につきましては、階層別になっておりますので一概には言えませんが、

高いところもあれば低いところもあり、竜王町が特別に高い保育料にはなってはおりません。

また、長浜市の保育料につきましては、詳細はわかりませんが、今年2月に合併されまして、一番低額であった町に合わされたということです。階層の段階や年齢での区分も変わっておりますので、これについても一概には言えませんが、約5,000円から3万円ぐらい安くなったということでございます。

竜王町といたしましては、少子化対策の一環として、出産祝金や福祉年金の支給など、竜王町独自の取り組みにも力を入れております。保育料の引き下げにつきましては、現段階では予定はしておりませんが、今後につきましては、近隣市町の動向も視野に入れる中で、階層のことも含め検討していきたいと考えております。

併せまして、子育て支援の協議状況につきましては、竜王町少子化対策推進本部の中で検討しておりますが、先ほど川嶋議員さんのご質問でお答えさせていただきましたので、省略させていただきます。以上、若井議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 同じような質問を出されて、議会の方の運営の中で一緒に質問するとかいう形になれば、省略するというのはわからなくないのですけれども、子育て支援ということできちんと質問をしているものですから、「先ほど言ったから今言わない」というのは、納得できないですね。私は質問通告を出しているもので、それだったらそれで、質問通告を出してもらっているけれども、そちらで言うからいいでしょうかと事前に話があるのなら知りませんが、この場に及んでそれはないでしょう。

「長浜のことは知りませんが」と言われて、保険料を並べたものを皆さんにお配りしているのに「知らないけれども」と言われたらどう言おうかと思ったのですが、本当に一目瞭然で違いがわかると思うのです。先も言いましたように、階層がちょうどこの間にはめ込まれる。例えば、所得割のある世帯の下、金額的に言えば1つの階層の中に2つが入り込むということですから、非常にわかりやすいと思うのです。だから、8,100円のところは2,700円ですし、2万7,000円のところは1万8,000円ですし、7万2,000円のところは4万円ですから、非常にわかりやすいと思うのです。

おっしゃるように、一番保育料の安いところの町に合わされて、長浜市がこれ

だけの保育料にされたという。これは、私たちの保育料というのは、国の基準に合わせてつくっているのだと言われると、ああもう国の基準だからそれしか仕方がないのかなと思っていたら、こういうことができるのだなということをお示しするという、皆さんにも認識していただくというつもりで配ったものなのですけれども、こんなことができるのだというのだったら、やはり竜王も検討してほしいなというつもりで配ったものですから、ぜひ十分、当然こんなものは見て答弁いただくことだと思っていましたので、非常に簡単な回答でびっくりしているのですけれども。

ここで、この保育料の計算で見ますと、例えば、3歳未満の子、例えば、こんなことはあまりないかも知れないですが、2歳・3歳・4歳という年子3人を育てておられるお母さんが、長浜市で預けた場合と竜王町で預けた場合、保育料はどのぐらい違うかということ、階層がありますから、第3階層だったら同じようにいけるかと思えますし、第2階層で長浜市だったらC2ぐらいになるのですか、その辺と比較をしてもらって、どのぐらいの保育料になるのかというのを試算をしていただいて、ご説明をいただきたいと思います。先ほどの答弁と併せて、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 若井議員さんの、竜王町と長浜市の保育料を具体的に比較して、2歳の子、3歳の子、4歳の子3人を預けているということで、第2階層また第3階層の保育料の違いということで、ご質問をいただきました。今いただきました資料の中で見ていただきたいと思います。

まず、第2階層です。ちょっとわかりにくいので、竜王町の第2階層を見ていただきたいと思います。竜王町の第2階層ということで、2歳の場合は8,100円になります。3歳の場合は5,400円になります。それから、4歳の場合は5,400円になります。それから、長浜市で言いますと、第2階についてはBですね。Bになると思います。2歳は2,700円です。それから、3歳は1,800円で、4歳も1,800円になります。

この第2階層で言いますと、合計では、例えば3人おられた場合は1万8,900円になるわけですが、第2階層から第4階層については、この最も徴収金額が低い児童を基準にして、「低い児童」というのは今の場合は4歳です。竜王の場合だったら4歳が5,400円ですので、これを基準にしまして、2人目は2分の1の額です。それから、3人目は10分の1の額になります。ということで、竜王の

場合でしたら 810 円と、それから 2,700 円と 5,400 円ということで、8,910 円になります。徴収金額が低い児童です。ということは、4 歳が 5,400 円で一番低くなりますので、そういう形になります。

長浜市の方も同じような形で計算をさせていただきますと 2,970 円になって、竜王と長浜の差が 5,940 円となります。

同じように 3 階層です。竜王町の 3 階層は、1 万 7,550 円です。それから、3 歳の場合は 1 万 4,850 円、それから 4 歳の場合も 1 万 4,850 円ということになります。

長浜市の場合につきましては、これは C 2 を見ていただきたいと思います。C 2 の場合です。2 歳の子どもさんについては 9,700 円、それから 3 歳は 8,200 円、4 歳についても 8,200 円になります。竜王町の場合は、こういう形で計算をさせていただきますと、2 万 4,020 円になります。長浜市が 1 万 3,200 円になってきます。この差が 1 万 750 円になります。

それから、特に 2 階層の場合なのですけれども、2 階層というのが、竜王町で言います町民税の非課税の世帯になってまいります。竜王町の場合、今の場合なのですが、母子の世帯が多いということで、この場合については、一番下の方に書いています 2 階層の場合の母子世帯とか在宅の障害児のいる世帯等につきましては、0 円という形になります。竜王町の場合、今 9 割ほどがこれを使っているような形になります。

それから、先ほどの子育て支援の協議の内容につきましてです。先ほども少し川嶋議員さんのお話の中でも話をさせていただいたのですが、竜王町の少子化対策子育て支援の 3 本柱ということで、住環境整備と、それから仕事・家庭・地域、それから給付サービスの 3 つの部会に分かれまして、そのグループごとに提案をさせていただいているようなこととございます。今現在、その各グループからの提案を持ち寄りまして、事業の優先度を掲げまして、すぐに実行できるものについては実行していこう、次年度に予算化をしていくもの、それから長期的に考えていくものについての、今、調査研究をしているようなところです。

その中で、少し先ほども話をさせていただいたのですが、特に住環境の方では、中心核の整備につきまして、今現在あります公共施設を含めた複合的な、そういうような施設の利用も含めた中心核の整備をやっていこうではないかという形の中で進んでおります。

また、仕事・家庭・地域の中では、例えば子育てサロン事業の充実と拡大をし

ていこうとか、それから、地域における異世代交流の場の拡充、地域での行事への参加とか、地区の公民館を活用していこうという話です。

それから、給付サービス等につきましては、現在行っている施策をもっと町民さんにPRしていこうということで、現在その内容等について再度検討をしているようなところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 私は、子育て支援の庁内協議というのが、先ほど川嶋議員さんの質問に対しても答えておられて、今またもう一度聞いたわけですがけれども、非常にずれている、ほとんど違うのではないかという気がするのです。

お話の中にも、川嶋議員さんの質問に対するお答えの中であつたと思うのですが、やはり経済的にどう支援をしてもらえるのかみたいなものが大きかったのと違うかなというふうに、そのこともその時は話をしておられたと思うのですがけれども、そういう意味から言うと、町としてどういう支援が必要なのか、どういう支援ができるのかという話の中で、中心核づくりの整備だとか、サロンをつくるだとか、交流の場をつくるだとか、そういうものを子育て支援として若いお母さん方は望んでいるのかと言ったら、それは少しずれているのではないかという気がするのです。

岡屋の保育園の前に朝から立ちまして、「何をしてほしいですか」と聞いたのです。「やっぱり保育料が高い」と。布団をいっぱい持って、子ども3人連れて来られる人が、「ものすごくたくさんお金が要る。いくら仕事をしていても保育料に払わなければならない」という話があつたので、今この3人だったらいくらですかという話を聞いたのですけれども、これだったら、その人だったら長浜市へ行かれますよ。長浜市の方がいいなど。昔ありましたよね、栗東市は子育てがしやすいから、みんな栗東に行って産もうという話があつて、今は栗東はそうはなっていないみたいですがけれども。やはり竜王で子育てしたい、竜王がそういう施策をいっぱい持っているのだということが今の時代にあれば、やはり竜王に行こうという話になるのではないかと思うのです。

竜王は、山梨の竜王、今なくなりまして甲斐市になりましたけれども、あの近くに南アルプス市というのがありますけれども、あそこなどは給食費が3人目はただなのです。それがいいのかどうかわかりませんが、やはり経済的な支援をどういうふうにしていくのかというのは大きいと思うのです。子育て支援の中心は、町として経済的にどういう支援をしていくのかというところに置いてほ

しいなと思うのです。産んだ人にも、先ほども福井県で100万円と、私は1人産まれて100万円払うのがいいのではなくて、やはり100万円のお金が子育てをしているみんなに均等に配られるような、配布されるような制度みたいなものがないのではないのかなと思うのです。経済的な支援について庁舎内の議論はどういうふうに行われているのかを、教えてほしいと思います。

**○議長（中島正己）** 池田住民福祉主監。

**○住民福祉主監（池田純一）** 若井議員さんの再質問にお答え申し上げます。

いろいろとご議論をいただいています。先ほど課長からも答弁させていただいておりますとおり、子育て支援、特に本部委員会を設けて協議をいたしておりますけれども、特に少子高齢化という部分で、少子化の部分からも協議をいたしております。特に少子化と言いますと全国的な傾向でございますけれども、いかに竜王町の将来を担っていただくお子さん、いわゆる後継者を育てていくかという大きな観点から検討いたしております。また、既に議員の皆さん方もご承知のように、次世代育成行動計画も立てております。そうした中に、3年計画であらゆる施策の指標なり、また今後の目標も掲げているところでございます。

保育料の問題につきましては、先ほど課長が申し上げますように、先進的な部分で長浜市につきましてはいろいろな差が出てきておまして、低額に抑えられていると。これも財政の問題もございまして、現在ひまわり保育園で社会福祉法人でやっておりますけれども、あらゆる観点から検討させていただきたくお考えているところでございまして、詳しく申し上げますと、もう既にご承知のように、竜王町におきましても出産祝金は第1子は2万円、また2子目につきましては4万円というような形で取り組みをさせていただいておりますし、医療費の無料化につきましても、国に先駆けて福祉医療等の対応もさせていただいております。

そういったものも含めまして、少子化対策本部の中で、今までの制度も含めて見直しをし、さらに、こうした大変財政事情厳しい中で、いかに少子高齢化と子育て支援ができないかということ、各分野に分かれまして検討させていただいているということでございまして、そうしたまとまりができましたらまたひとつ皆さん方とご相談申し上げ、またいろいろ少子化なり子育て支援に対するお知恵なりご指導を賜りたいと思っております。今後ともよろしくお願いを申し上げます。と思うわけでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（中島正己）** 次に、6番、圖司重夫議員。

**○6番（圖司重夫）** 私からは2つの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

平成18年第3回定例会一般質問。6番、圖司重夫。鏡地先「二重川」の環境整備について。

鏡・新池から山面地先・鏡地先を通り一級河川日野川へと流入する「二重川」は、南北に流れる平地河川であります。約30年前より河川内に「まこも」（イネ科の一種、人によりましては「まこぼ」と言われる方もおられます。）が発生し、川の流れを悪くすることもあり、毎年7月には、鏡区民総出により除去作業を実施しております。また近年、河川の柵板崩壊も目立ってきております。

一方、河川の周囲は基盤整備された田地が広がっており、6月・9月の長雨の時期となりますと、約30反の田地が冠水しております。抜本的には、日野川の河川改修を待つこととなりますが、年々環境が悪化する「二重川」の環境整備につきまして、滋賀県東近江地域振興局への働きかけも含めて、ご所見をお伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** ただいま圖司議員さんから、鏡地先「二重川」の環境整備についてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

竜王町におきましては、ご承知のとおり、一級河川が多数存在している地域であり、住民の皆さんには、河川愛護等河川の環境整備につきまして多大なご協力を賜っており、感謝申し上げるところでございます。

ご質問いただいております「二重川」の状況につきましては、地元自治会長さんからも河川愛護の状況写真などをお見せいただき、腰まで浸かりながら「まこも」の除去作業をしていただいております。大変なご苦勞をおかけしております。

また、今年7月の豪雨時には、この「まこも」が水の流れを阻害し、周辺田地に溢れ出している状況につきましては、当時の現場も確認させていただきました。

ご質問の「二重川」の環境整備についてでございますが、特に「まこも」の除去につきましては、根本的に「まこも」の根を除去しなければならず、この対応につきましては、県当局へ働きかけを行っているところでございます。

また、河川愛護にかかる県の事業の中で対応できるメニューを模索しておりますが、現場において対応可能かどうか、現在厳しい面もございますので、さらに検討を要するところでございます。

しかしながら、毎年、腰まで水に浸かりながら大変な作業をしていただいております。

り、また、作業をされる人材が減少している現状からも、何らかの方策が生み出せないかと考えております。

県事業も大変厳しい財政状況であることから、現行の予算の範囲内で、柵板の修繕も含め、どのような方法により対応するかを今後も協議を重ねてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 圖司重夫議員。

**○6番（圖司重夫）** ただいまも田中課長が言われましたけれども、鏡においては7月の年中行事となりまして、大変な作業を要しているわけがございますけれども、この「まこも」につきましては、この文中では書きませんでしたけれども、できましたら浚渫等の工事、また、柵板は近年共々大変ひどくなってきております。端に道も通っておりますし、危険な状態にある箇所もあります。

それから、文中で触れておりませんが、日野川の合流地点、これは実際には近江八幡市にありますけれども、新幹線のもう少し100mほど下流になりますけれども、そこが二重川と日野川との合流地点ということになっておりますけれども、そこまで毎年5月には川ざらえをしておりますので、大変川の幅が下流に行くに従って狭くなっている。そこへ、川底が浅いと言いますか、その切り下げをしないと、なかなか水はけもよくなるという問題点もありますし、これとて大変な、田中課長が言われるとおりでございますけれども、県の地域振興局と併せまして、できることから現地調査も踏まえて実施していただきたいというのが鏡区民総出の思いでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

**○議長（中島正己）** 6番、圖司重夫議員。

**○6番（圖司重夫）** 米の生産調整について。

国の構造改革の一環として、農政においても2004年度から「米政策改革大綱」が始動され、米の流通が全面的に自由化され、産地間の競争が強まってまいりました。

さらに、2007年産からは、米の生産調整が国主導のものから農業者、農業団体主体に変わってまいります。しかし、米の生産調整には強制力がなく、自分の利益優先で自由な生産・販売に走る農家が出てくることも考えられ、それが米価下落を呼び、生産調整にまじめな農家にしわ寄せがくるという悪循環となります。

今後の生産調整において、その内容とともにJAとどのように協力また指導さ

れていくのか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 圖司議員さんの「米の生産調整について」のご質問にお答えいたします。

ご高承いただいておりますように、米につきましては、平成14年12月に国におきまして、平成22年度における「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目標とする米政策改革大綱が決定をされたところであり、この大綱は、米の過剰基調が在庫の増加や米価の低下をもたらしている状況に鑑み、米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じて、水田農業の経営の安定と発展を図るために、需給調整対策、流通制度、生産構造政策まで視野に入った改革となっております。

こうした中、平成19年産から水田においても米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3ヵ年の対策として現在講じられています産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策および集荷円滑化対策については、品目横断的経営安定対策との整合性を持たせる見直しがされることになったわけでございます。

見直しの内容につきましては、1つ目として産地づくり交付金ではありますが、今日までの麦・大豆などの転作作物への交付金につきましては、基本的な仕組みは継続されますが、地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底し、担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に交付金の活用が促進されます。

また、2つ目には、稲作構造改革促進金として新たな交付金が設けられ、米の価格の下落影響を緩和するための対策として措置がされます。

3つ目は、豊作による過剰米処理に対する支援として、現行の集荷円滑化対策は引き続き措置がされるとともに、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策が品目横断的経営安定対策の導入により、機能の重複整理により廃止をされます。

4つ目は、耕畜連携水田活用対策として、酪農農家への飼料自給率の向上に向け、飼料稲などの作付け等の取り組みに対して新たな支援がされます。

また、今回の品目横断的経営安定対策において、認定農業者・特定農業団体の担い手が受ける支援の中で、平成16年度から18年度の過去3ヵ年の生産実績に基づく支払いをされることになっておりますが、仮に3ヵ年に麦・大豆などの実績のない担い手に対して、担い手育成・確保対策として経営安定が可能となる水

準の支援が新たに設けられたところでございます。

また、今回の米政策大綱の中で、議員仰せのとおり、米の需給調整については、水田における品目横断的経営安定対策の導入に併せ、平成19年度産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行されることとなります。

この新たな需給調整システムとは、今日までは国をはじめとする行政による生産目標数量の配分がされていましたが、19年度からは、国・県等から提供される需要見通し等の需給に関する情報提供や市場のシグナルをもとに、農業者・JA等の農業者団体が自らの販売戦略に即して、JA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、JA等の生産調整方針に参加する農業者に対して、生産目標数量を配分する方法に変えるシステムであります。

また、この農業者・JAとの農業団体に行政、関係機関で設置します第3者機関的組織であります地域協議会におきまして、今申し上げました生産目標数量の配分ルールの設定等により、地域全体での調整機関としての調整を図ることとされております。

そうしたことから、本町では平成15年度に各集落において農談会を開催し、農家皆さん方に説明を申し上げ、竜王町としての地域協議会として、平成16年4月に各集落農事改良組合長全員および町農業委員会、JAをはじめとする各農業団体・機関の代表者からなる「竜王町地域水田農業推進協議会」を設置したところでございます。

この協議会では、竜王町の米づくりのあるべき姿として、目標年次を平成22年度とした「竜王町地域水田農業ビジョン」を策定して、国から交付されます水田農業構造改革交付金の使途として、産地づくり対策を定め、16年度から本年度までの生産調整（減反）を、町内各集落営農組織ならびに農家の皆さま方のご理解とご協力によりまして、まじめに取り組みをしていただいているところでございます。

議員のご質問にありますように、今後の生産調整につきましては、先に申し上げましたように、今回の国の新たな改革に基づき、引き続き各集落農事改良組合長全員および町農業委員会、JAをはじめとする各農業団体・機関の代表からなる竜王町地域水田農業推進協議会において対応をしまいたいと思います。

特にJAにつきましては、19年度からの需給調整システムの実施に伴います生産調整方針作成者として位置づけられることから、この協議会での重要な役割を担っていただくこととなります。

また、先にも申し上げましたように、今後は認定農業者および特定農業団体・集落営農組織によります担い手に対しての国の支援が傾斜配分されていくことから、町といたしましても、認定農業者の育成と特定農業団体の組織化に努めているところでございます。

現在、認定農業者につきましては25名となり、特定農業団体につきましては、昨年末から今日まで農業委員さんならびにJA竜王支店関係者、町行政が一丸となりまして、各集落の農事改良組合長さんをはじめ集落の営農役員さんとの懇談・協議を重ねていただきました結果、特定農業団体として20集落の設立を見たところでございます。

品目横断的経営安定対策による今年の秋撒き麦から交付を受けるべき申請手続きを進めていただいております。引き続き、残ります7集落の集落営農等の取り組みにつきましては、JAと協力・連携を図りながら指導・助言を行ってまいります。以上、圖司議員さんへのご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 圖司重夫議員。

○6番（圖司重夫） 川部課長から、いろいろと詳細にわたりましてご説明いただきまして、大変ありがとうございます。

竜王町においては、今現在では、生産調整に参加しない農家というのはほとんど皆無であると私は思っておりますけれども、一方、他府県におきましては、特に大規模の水稻農家におきましては、米価が下落したために、それを補おうとして規模拡大、反別を増やしていくと。反別を増やして、なおかつ生産調整から抜けて、自分本位に生産・販売をしていくという現象が、日本全国の農家で約1割、戸数にしまして約40万戸という大規模な数字も出ておりまして、この辺近辺はしっかりとした関係機関のお力によりまして、そういう状態も起こっておりませんけれども、ひとつ間違えるとそのようなことも起こると考えております。

根本的なものは、私は、1つは米価の下落ではなかろうかと思っております。今現在は稲作経営安定対策等で分厚い保護もあるようでございますけれども、米価が一刻も早く回復、一時の高値でなくても、農家に少しは希望を与えるような米価に戻るといったようなことを思っております。生産調整はその意味で大変な米価下落の歯止めとなっておりますけれども、もっと大事な歯止めがあるのではないかと思います。ご所見をお伺いいたします。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） ただいま圖司議員さんから再度ご質問をいただいたわ

けでございますけれども、全国的に一部、生産調整に参加しない農家が1割（40万戸）あるというお話を聞かせていただいておりますけれども、先ほども申し上げましたように、竜王町の場合は、本当にJA東近江を通じまして努力をいただきまして、本当にまじめにきちんと達成をしていただいております。

ただ、今の米の下落の問題でございますけれども、一方では、今、WTOを含めて農業交渉の行方も、やはり大きな問題点もあるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、ひとつは今、国が新たに19年度から品目横断的経営安定対策を導入していく背景には、当面は麦・大豆を含めた形になるわけでございますけれども、やはりそうした米の下落の対応として、現在の農業の省力化、併せて大規模を含めて需給調整率を確立していくということで、米にも5年後にはシフトをしていくということになっております関係で、やはり私どもとしては、今現在進めさせていただいております認定者なり特定農業団体、集落での確立をいただいて、それをもって5年後には農業法人、さらには、そのことによって機械の省力化を図りながら、合理的かつ経営効果の高い農業を目指していただくという、そういう意味での指導を含めて私どもはさせていただいておりますので、そういう形で今後引き続き町行政として取り組んでいきたいと思っておりますので、以上、説明とさせていただきます。

○議長（中島正己） 圖司重夫議員。

○6番（圖司重夫） わかりました。ありがとうございました。

○議長（中島正己） 次に、8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 平成18年度第3回定例会一般質問。8番、竹山兵司。質問事項、さくら団地への緊急大型車の乗り入れ等について伺います。

安全で安心なまちづくりは町民誰もの願いですが、さくら団地へは緊急大型自動車の乗り入れが、道路事情により不可能です。また、年々人口が増加しています。

このようなことから、進入道路の拡幅が急務であり、また、幼児・児童のスクールバス停がなく、雨天の場合など大変苦慮されています。そこで、さくら団地への緊急大型車の乗り入れとスクールバス停の設置について、その対応を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 竹山議員さんの「さくら団地への緊急大型自動車の乗

り入れ等について」のご質問にお答えさせていただきます。

ご高承のとおり、本町における火災発生時の「常備消防」の出動体制につきましては、町内を第1区域（岩井・川守・山之上）、第2区域（鏡・山面・西横関・西川・下弓削）、第3区域（その他の区域）に分割し、東近江行政組合消防本部・近江八幡消防署・八日市消防署・日野消防署・南消防出張所・能登川消防署の各消防署の消防ポンプ自動車等が、火災の区分とその状況に応じ、第1出動体制から第3出動体制の配備のもとに出動されるところでございます。

また、平成14年9月に発生をいたしましたさくら団地内の建物（倉庫）火災におきましても、これに基づき出動いただき、常備消防と本町消防団の消防自動車等の連携により、消火活動にあたっていただいたところでございます。

ご質問のさくら団地への「非常事態における大型消防自動車の乗り入れが不可能」とのことでございますが、今年3月に団地内の状況把握と車両通行確認を行うため、消防本部にご協力をお願いし、生活安全課立ち会いのもと、消防署の大型消防自動車であります水槽付き消防ポンプ車（8t車）を当該団地内で走行させていただきました。その結果、消防本部からも、団地内区画道路の交差点のスキキり措置を含め、道路幅員等通行上支障はないとのことございましたので、ご報告させていただきます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、ご指摘をいただいておりますとおり、さくら団地自治区におきましては、年々人口が増加いたします状況下で、今日まで消防団員が配備されておりませんでした。当然のことながら、自治区では、自主防災の大切さ、自衛消防の必要性を以前より強く感じていただいております、竜王町消防団からの要請と自治会の格段のご尽力により、平成18年4月より5名の消防団員を設置させていただきました。

併せて、平成18年度当初予算において、さくら団地への小型動力ポンプの配備に伴います予算についてお認めをいただきましたので、5月には小型動力ポンプを購入し、さくら団地へポンプの配備を完了し、消防施設の整備を図ることができました。

今後ともなお一層、消防防災をはじめといたします「安全で安心なまちづくり」に、町民の皆さま方と一丸となって取り組んでまいりたいと存じますので、さらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。ご質問の「さくら団地への緊急大型自動車の乗り入れ等について」のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） それでは、続きまして道路拡幅についてお答えさせて

いただきます。

当該団地に通じる竜王町側からの道路につきましては、岡屋方面から町道山中谷田線、竜王インター方面からは町道八重谷甲西線が接続いたします。道路幅員につきましては、両町道とも車両がすれ違うには苦慮している路線であります。

これらの道路を拡幅するには、河川への影響、家屋への影響、また、公団混乱から土地所有者が特定できないなど、さまざまな要因が<sup>ふくそう</sup>輻輳しており、拡幅には相当な年数が必要ではないかと判断しております。以上、簡単でございますが、回答といたします。

○議長（中島正己） 松村教育課長。

○教育課長（松村佐吉） 続きまして、スクールバス停のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

さくら団地のスクールバス停につきましては、実際にバスを乗り入れ、何度も団地内を走行し、自治会長さんだとか、関係者の協議の結果、現在の場所となりました。

現在のバス停につきましては、屋根付きの待合所を設置してほしいという要望を出されておりますが、今後の園児児童数の増加を考えますと、場所も狭く、隣には火災のあった建物が放置されており、環境上も好ましくない上、個人名義の土地を借用しなければならないということから、他の場所での検討をしていただくように申し入れをいたしております。

改めて、自治会長さん、関係者とも十分協議をし、設置場所などの条件が整い次第、整備をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 適切なご回答をいただきましたが、さらなる防災活動に努めていただきたいと思えます。

なお、バス停につきましては、特に雨の日などは困っておられるようですので、随時指導されまして、設置されることを希望して次の質問にいきます。

○議長（中島正己） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 続きまして、国道477号山之上地先の交通渋滞の緩和等について質問いたします。

朝の通勤ラッシュで、国道477号山之上地先で毎朝交通渋滞が続いています。これは大手企業への通勤車両だけでなく、湖南工業団地方面の車が多いため、これらの車両の中には、山之上岡屋線や畑地の農道を利用する通勤車両があり、

周辺農家に迷惑がかかっています。

このようなことから、477号の拡幅工事が急務と考えます。このことについての対応と対策について伺います。よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** ただいま竹山議員さんから、国道477号山之上地先の交通渋滞の緩和等についてご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

ご質問の国道477号の山之上地先につきましては、特に午前7時過ぎから午前8時までの朝の通勤ラッシュにおきまして、交通渋滞をきたしております。この現象につきましては、湖南市方面・甲賀市方面への通勤車両の増加や、町内企業への通勤者の増加によるものではないかと見ております。

ご指摘の道路拡幅計画につきましては、当面の計画にはございませんが、この解消にあたっては、まず県道水口竜王線の完成が急務であるとの観点から、早期完成に向けて県当局に対しての働きかけを重ねている状況でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** このことは既に前々からも私も質問を申し上げました。何ら計画もないので、これから進めるということですが、ぜひともこのことについては鋭意ご努力をいただきたい。もちろん春日竜王線の舗装も早くしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、次の質問にいきます。

**○議長（中島正己）** 8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** マタニティマークの啓発活動の取り組みについて伺います。

「親王へ、鶴が皇居で仁を舞う」、このたびの悠仁親王殿下のお誕生を心からお慶び申し上げます。

このおめでたい記念すべき年にマタニティマーク、すなわち「このほど私に赤ちゃんができました」との意思表示マークは、歓迎すべきものと存じます。初耳にするマタニティマークとは、妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関・職場・飲食店・その他の公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊婦にやさしい環境づくりを推進するものと聞いています。

そこで、本町における啓発活動の取り組み状況について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 竹山兵司議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

マタニティマークにつきましては、1999年に横浜市在住の女性が提案されまして、国におきましても本年3月に、マタニティマークを通した「妊婦にやさしい環境づくり」の推進につきましても報道発表があったところでございます。

この内容につきましては、マタニティマークの募集をされまして、マークとして決定した作品を、個人・自治体・民間団体などで自由に利用ができ、妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけることで、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくし、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するとうたわれております。

国におきましては、ホームページや広報・ポスターなどを通じまして、広く国民に周知をしたり、地方公共団体や交通機関・職場・飲食店などに取り組みへの協力を依頼する中で普及されておられます。

滋賀県におきましても、今後、広報などに掲載する予定と聞いております。竜王町におきましても、母子手帳交付時にチラシを配布する予定をしております。併せまして、広報などにも掲載いたしまして、妊産婦さんだけではなく、広く町民に周知いたしまして、妊産婦に配慮するなど、子育てのしやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えておりまして、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 私が最近認識しております妊産婦の方は、出産近くまでマイカーを運転して通勤・通院などをされています。

そこで、交通安全対策の配慮を含め、若葉マークやもみじマークに準ずるマタニティマークを着用されてはと思います。そして、このマークのステッカーを町が作成し、啓発を兼ね、お祝品としての啓発にぜひ努めていただきたいと思うのでございますが、いかがかと伺います。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 竹山議員さんの再質問の中で、車に付けるマタニティマークを配布してはどうかというご提案をいただきました。

確かに聞かせていただきますと、電車等に乗っておられる方につきましては、バッチですか、そういうものについても配布されておられる市町もあるそうでございます。竹山議員さんのご提案を参考にいたしまして、竜王町でも検討していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 課長の答弁を信じまして、前向きにお取り組みいただきますことをお願い申し上げます。次の質問にいきます。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 続きまして、医療機関への送迎バス運行等についてお尋ねをいたします。

少子高齢化社会を見据えた医療機関は、私たちの生活に不可欠であります。この医療機関を利用する交通体系が、我が町では不十分であります。近隣の医療機関へは、ほとんどがマイカーで通院されています。しかしながら、自分で車を運転できない方は、家族や知人等に依頼、またタクシーを利用されておりますが、東近江市蒲生病院では、大型マイクロバスと大型ライトバンで通院されている方の送迎をされています。

自律のまちづくりを標榜する我が町も、医療機関の交通改善が望まれます。今後の対応と対策について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 池田住民福祉主監。

○住民福祉主監（池田純一） 竹山議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

議員仰せのとおり、本町では公共交通網が今のところ不十分でありまして、患者さんと住民の方々にはご不便をおかけいたしております。

今日までですと、社会福祉協議会などに町から委託いたしまして、交通弱者の方々には社会参加支援という観点で運行をさせていただいております。ご承知のとおり、このたび道路運送法が改正されまして、福祉有償移送サービスに対するガイドラインが示されまして、今までのように委託し移送サービスを行うことには規制がかかるようになりました。

そこで、福祉有償移送サービスを行っていく1つの手段といたしまして、社会福祉協議会では有償ボランティア「スマイル」を育成されまして、当該団体はNPO法人の認可を受けられる状況にまでなりました。

先般、町では福祉有償移送サービス道路運送法による「竜王町福祉有償運送運営協議会」を開催いたしまして、このNPOをお認めいただきましたので、「スマイル」は陸運局への申請の手続きをなされているところでございます。このことによりまして、福祉有償輸送の認可がされますと、弱者・高齢者および障害者に対しての通院・外出を支援していただくことができるところでございます。

しかしながら、NPO法人の利用におきましては登録制等の一定の制約がござ

いまして、一般の方々にはご利用いただけません。こうしたことから、ご質問をいただいておりますとおり、町の医療機関としての患者確保という点からも、自家用送迎車（マイクロバス）等があることには望ましいことであると十分認識し、考えております。

しかしながら、町の医科・歯科の医療機関単独での送迎バスを運行することにつきましては、今日の財政事情厳しいものがございまして、今後の経営面等、あらゆる面から検討していきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） お答えをいただきました。ご承知のことと存じますが、蒲生町が東近江市へ合併をされて以来、蒲生病院は旧八日市市、現在の東近江市平木町や羽田町方面へ送迎の幅を広げられたと伺っています。

そこで、送迎の幅を我が町へ広げていただくことは可能のように思いますが、ご所見を伺います。

○議長（中島正己） 池田住民福祉主監。

○住民福祉主監（池田純一） ただいまご意見に対しましてお答え申し上げます。

自治区域内を越えておりますので、東近江市として蒲生病院が取り組まれている事業でございまして、相手さんのあることとございますので、これも協議をいただかなければいけないと思うわけとございますけれども、全町的な部分から考えてみますと、あらゆる角度から検討させていただきたいと思っております。

蒲生町病院でのお客さんと言いますか、患者さんについては、それなりに対応もいただけるかどうか、これも協議をさせていただかないとわかりませんけれども、町の全体としての検討をしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 近隣市町はお互いに助け合っていかなければいけないと思っておりますので、ぜひそうした方針がいただけるような方向で、特に東近江市宮川・葛巻と山之上は近隣でもありますし、ひとつご努力をいただきたいと思います。

そして、続いてもう1つ、安全で安心なまちづくりに活躍中の安全パトロールカーは、日常不可欠であります。このパトロールカーが、交通・防災・防犯・環境対策に加えて、ただいま申し上げました医療機関への業務対策ができないものか。担当課と町長に伺います。

なお、山口町長に対する広報竜王掲載の『町長への手紙』は、町民みんなが期待されたコーナーではなかったかと思しますので、安全・安心まちづくり、福祉のまちづくりを掲げられる町長のご所見、町民皆さんのご意見があったのではないかとと思いますが、この点をお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま竹山議員さんから、安全パトロールの車でパトロールは当然のことであるけれども、これを体調が悪い方を病院に使っていただけないかということですが、今の『町長への手紙』にはそのようなことは伺っていませんし、また、利用する角度が違ふと思ひますので、医療機関は医療機関なりの制度の中で取り組んでまいらなければならないと思ひておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中島正己） これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後4時20分